

足場の組立て等工事の作業指針
 作業主任者技能講習テキスト No.215840

<新旧対照表> 第4改訂7版 令和6年2月2日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。
 ※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。
 ※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 第4改訂6版 (令和4年7月28日) No.215830	(新版) 第4改訂7版 (令和6年2月2日) No.215840
[表記・用語の統一] ※旧版から新版への変更にあたり、「表記・用語の統一」はありません。	

(旧版) 第4改訂6版 (令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版 (令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
表紙		(赤枠を修正)	表紙		
					
まえがき	上から 20行目	当協会では、本書を足場の組立等作業主任者技能講習用教材として、・・・ ・・・・た足場等からの墜落防止対策等が強化されたことから今般改訂を行っております。 本書により・・・ <u>平成27年7月</u>	まえがき	上から 20行目	当協会では、本書を足場の組立等作業主任者技能講習用教材として、・・・ た足場等からの墜落防止対策等が強化されました。 <u>また、令和5年3月の労働安全衛生規則の一部改正では、①一側足場の使用範囲の明確化、②足場点検時の点検者の指名、③足場組立て後等の点検者の氏名の記録、保存が義務化されました。</u> 本書により・・・ <u>令和6年2月</u>

(旧版) 第4改訂6版 (令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版 (令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
目次		(赤枠を修正)	目次		
第4節	くさび緊結式足場	113	第4節	くさび緊結式足場	114
1.	くさび緊結式足場の概要	113	1.	くさび緊結式足場の概要	114
2.	最大積載荷重	114	2.	最大積載荷重	115
3.	使用部材	114	3.	使用部材	115
4.	構成部材の準備、点検	120	4.	構成部材の準備、点検	121
5.	くさび緊結式足場の標準的な組立て	121	5.	くさび緊結式足場の標準的な組立て	122
6.	手すり先行工法によるくさび緊結式足場の組立て	128	6.	手すり先行工法によるくさび緊結式足場の組立て	129
7.	くさび緊結式足場の解体	131	7.	くさび緊結式足場の解体	132
8.	くさび緊結式足場の点検	132	8.	くさび緊結式足場の点検	133
第5節	木造家屋等低層住宅建築工事用くさび緊結式足場(足場先行工法)	134	第5節	木造家屋等低層住宅建築工事用くさび緊結式足場(足場先行工法)	135
1.	木造家屋等低層住宅建築工事用くさび緊結式足場(足場先行工法)の概要	134	1.	木造家屋等低層住宅建築工事用くさび緊結式足場(足場先行工法)の概要	135
2.	最大積載荷重	136	2.	最大積載荷重	137
3.	使用部材	136	3.	使用部材	137
4.	構成部材の準備、点検	137	4.	構成部材の準備、点検	138
5.	木造家屋等低層住宅建築工事用くさび緊結式足場(足場先行工法)の組立て	137	5.	木造家屋等低層住宅建築工事用くさび緊結式足場(足場先行工法)の組立て	138
6.	木造家屋等低層住宅建築工事用くさび緊結式足場の解体	147	6.	木造家屋等低層住宅建築工事用くさび緊結式足場の解体	148
7.	木造家屋等低層住宅建築工事用くさび緊結式足場の点検	150	7.	木造家屋等低層住宅建築工事用くさび緊結式足場の点検	151
第6節	張出し足場	151	第6節	張出し足場	152
1.	張出し足場の概要	151	1.	張出し足場の概要	152
2.	使用部材	152	2.	使用部材	153
3.	構成部材の準備、点検	153	3.	構成部材の準備、点検	154
4.	張出し足場の組立て	154	4.	張出し足場の組立て	155
5.	張出し足場の解体	155	5.	張出し足場の解体	156
6.	張出し足場の点検	155	6.	張出し足場の点検	156
第7節	つりわく足場	157	第7節	つりわく足場	158
1.	つりわく足場の概要	157	1.	つりわく足場の概要	158
2.	最大積載荷重	159	2.	最大積載荷重	160
3.	使用部材	159	3.	使用部材	160
4.	構成部材の準備、点検	160	4.	構成部材の準備、点検	161
5.	つりわく足場の組立て	161	5.	つりわく足場の組立て	162
6.	つりわく足場の解体	163	6.	つりわく足場の解体	164
7.	つりわく足場の点検	163	7.	つりわく足場の点検	164

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
目次		(赤枠を修正)	目次		
第8節	つり棚足場	165	第8節	つり棚足場	166
1.	つり棚足場の概要	165	1.	つり棚足場の概要	166
2.	使用部材	167	2.	使用部材	168
3.	構成部材の準備、点検	170	3.	構成部材の準備、点検	171
4.	つり棚足場の組立て	170	4.	つり棚足場の組立て	171
5.	つり棚足場の解体	175	5.	つり棚足場の解体	176
6.	つり棚足場の点検	176	6.	つり棚足場の点検	177
第9節	丸太足場	178	第9節	丸太足場	179
1.	丸太足場の概要	178	1.	丸太足場の概要	179
2.	最大積載荷重	179	2.	最大積載荷重	180
3.	使用部材	179	3.	使用部材	180
4.	構成部材の準備、点検	180	4.	構成部材の準備、点検	181
5.	丸太足場の組立て	180	5.	丸太足場の組立て	181
6.	丸太足場の解体	184	6.	丸太足場の解体	185
7.	丸太足場の点検	184	7.	丸太足場の点検	185
第10節	移動式足場(ローリングタワー)	186	第10節	移動式足場(ローリングタワー)	187
1.	移動式足場の概要	186	1.	移動式足場の概要	187
2.	最大積載荷重	187	2.	最大積載荷重	188
3.	使用部材	187	3.	使用部材	188
4.	移動式足場の組立て、解体	188	4.	移動式足場の組立て、解体	189
5.	移動式足場の点検	190	5.	移動式足場の点検	191
第11節	脚立、脚立足場及び可搬式作業台	191	第11節	脚立、脚立足場及び可搬式作業台	192
第12節	その他の足場	195	第12節	その他の足場	196
1.	棚足場	195	1.	棚足場	196
2.	低層建築工事用簡易わく組足場	196	2.	低層建築工事用簡易わく組足場	196
第13節	墜落防止のための設備	197	第13節	墜落防止のための設備	198
1.	足場ごとの墜落防止措置	197	1.	足場ごとの墜落防止措置	198
2.	足場と躯体間の墜落防止措置	203	2.	足場と躯体間の墜落防止措置	203
3.	親綱支柱及び水平親綱	205	3.	親綱支柱及び水平親綱	205
4.	安全ネット	208	4.	安全ネット	208
第14節	落下防止のための措置	212	第14節	落下防止のための措置	212
1.	幅木	212	1.	幅木	212
2.	防護棚(朝顔)	212	2.	防護棚(朝顔)	212

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
目次		(赤枠を修正)	目次		
第6章	効果的な教育・指導の方法	269	第6章	効果的な教育・指導の方法	269
第1節	作業者に対する教育・指導の目的	269	第1節	作業者に対する教育・指導の目的	269
1.	教育・指導とは	269	1.	教育・指導とは	269
2.	教育・指導の8原則	270	2.	教育・指導の8原則	270
3.	教育・指導の効果的な進め方	270	3.	教育・指導の効果的な進め方	270
第2節	作業の教育・指導の方法	271	第2節	作業の教育・指導の方法	271
1.	作業の教育・指導の原則	271	1.	作業の教育・指導の原則	271
2.	作業の教育・指導と習得の4段階	271	2.	作業の教育・指導と習得の4段階	271
第3節	作業の教育・指導の効果的な進め方	273	第3節	作業の教育・指導の効果的な進め方	273
1.	作業開始前の教育・指導	273	1.	作業開始前の教育・指導	273
2.	作業中の教育・指導	273	2.	作業中の教育・指導	273
3.	作業終了後の教育・指導	274	3.	作業終了後の教育・指導	274
4.	作業の教育・指導のまとめ	274	4.	作業の教育・指導のまとめ	274
第4節	作業手順書の作り方と作業環境の改善の進め方	275	第4節	作業手順書の作り方と作業環境の改善の進め方	275
1.	作業手順書の作り方	275	1.	作業手順書の作り方	275
2.	作業改善の進め方	285	2.	作業改善の進め方	285
3.	作業方法の改善手順	287	3.	作業方法の改善手順	287
第5節	現場における安全施工サイクルと現地KYの実践	288	第5節	現場における安全施工サイクルと現地KYの実践	288
1.	安全施工サイクルの仕組み	288	1.	安全施工サイクルの仕組み	288
2.	毎日の安全施工サイクル	289	2.	毎日の安全施工サイクル	289
3.	安全ミーティングの流れと実施事項	293	3.	安全ミーティングの流れと実施事項	293
4.	危険予知(KY)活動と現地KY活動の取組み	296	4.	危険予知(KY)活動と現地KY活動の取組み	296
第6節	災害発生時における措置	299	第6節	災害発生時における措置	299
1.	災害発生時における措置の内容	299	1.	災害発生時における措置の内容	299
2.	事前の準備	299	2.	事前の準備	299
3.	災害発生時の緊急措置	300	3.	災害発生時の緊急措置	300
4.	災害発生時の作業主任者の心がまえと留意点	301	4.	災害発生時の作業主任者の心がまえと留意点	301
5.	緊急措置を行う場合の留意点	302	5.	緊急措置を行う場合の留意点	302
第7節	リスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査)による安全対策	303	第7節	リスクアセスメントによる安全対策	303
1.	リスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査)とは	303	1.	リスクアセスメントとは	303
2.	リスクアセスメントの進め方	303	2.	リスクアセスメントの進め方	303

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
目次		(赤枠を修正)	目次		
<p>第7章 関係法令 313</p> <p>1. 労働安全衛生法(抄) 316</p> <p>2. 労働安全衛生法施行令(抄) 328</p> <p>3. 労働安全衛生規則(抄) 329</p> <p>4. クレーン等安全規則(抄) 362</p> <p>5. 「金属製足場板」及び「幅木」の認定基準の一部改正について 371</p> <p>6. 足場の組立て等作業主任者技能講習規程(抄) 376</p> <p>7. 労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針 377</p> <p>8. 足場の組立て等業務に係る特別教育規程 379</p>			<p>第7章 関係法令 313</p> <p>1. 労働安全衛生法(抄) 316</p> <p>2. 労働安全衛生法施行令(抄) 328</p> <p>3. 労働安全衛生規則(抄) 329</p> <p>4. クレーン等安全規則(抄) 362</p> <p>5. 「金属製足場板」及び「幅木」の認定基準 371</p> <p>6. 足場の組立て等作業主任者技能講習規程(抄) 374</p> <p>7. 労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針 375</p> <p>8. 足場の組立て等業務に係る特別教育規程 377</p>		
<p>注) 本文中に示している足場等のイラストは、本文の説明内容を詳解するため、手すり、中棧、下棧、上棧、幅木、メッシュシート等を一部省略している箇所があります。 また、写真は関係する法令の改正前に撮影したものがああります。</p>			<p>平成30年6月に労働安全衛生法施行令が一部改正され、(U字つりを除く。)安全帯及びフルハーネス型安全帯を指す用語として、「安全帯」が「墜落防止用器具」に改められた。 ただし、本書では建設現場における指差し呼称等の安全活動において、「安全帯」という呼称が定着していることから、「墜落防止用器具」を「安全帯」と表記している。</p>		
(7)			(7)		
1	上から 3行目	・・・飛来落下物災害、倒壊・崩壊災害、 <u>揚重機械</u> 災害等を伴う危険性の・・・	1	上から 3行目	・・・飛来・落下災害、倒壊・崩壊災害、 <u>建設機械・クレーン</u> 災害等を伴う危険性の・・・
4	上から 12行目	(2) 作業現場及び周辺の状況が・・・ ・・・の作業計画書をまとめ、これらについて <u>自社の工事責任者と事前に</u> 打合せを行い、関係作業者に周知を図っておく。 (3) <u>元請業者の</u> 工事責任者に作業計画書を提出し、承認を求める。 図 1-4 仕事内容の把握	4	上から 12行目	(2) 作業現場及び周辺の状況が・・・ ・・・の作業計画書をまとめ、これらについて事前に打合せを行い、関係作業者に周知を図っておく。 (3) 工事責任者に作業計画書を提出し、承認を求める。 図 1-4 仕事内容の把握、 <u>確認</u>

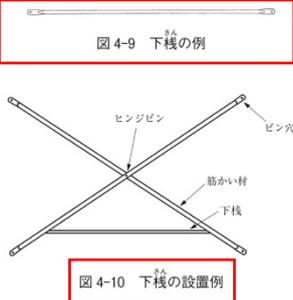
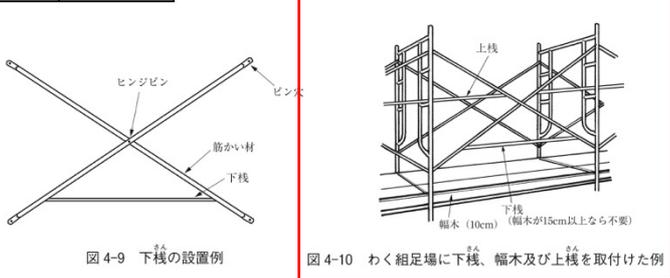
(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
7	上から 1行目	<p>・・・点検し、不要なものは<u>地上に下ろす</u>。</p> <p>(5) 立入禁止措置</p> <p>足場の組立て、解体又は変更の作業では、作業中に飛来落下物が地上に落下した場合の範囲を想定し、適切な<u>位置</u>に立入禁止防護柵等を設け、かつ、立入禁止の表示を行う。</p> <p>(6) 足場部材の上げ下ろし時の注意事項</p> <p>③ <u>足場部材をブロック化し、上げ下ろしするときは飛来落下の危険性が高いので、足場上に仮置きした部材の結束等を行う。</u></p>	7	上から 1行目	<p>・・・点検し、不要なものは<u>撤去する</u>。</p> <p>(5) 立入禁止措置</p> <p>足場の組立て、解体又は変更の作業では、作業中に飛来落下物が地上に落下した場合の範囲を想定し、適切な<u>区域</u>に立入禁止防護柵等を設け、かつ、立入禁止の表示を行う。</p> <p>(6) 足場部材の上げ下ろし時の注意事項 (削除)</p>
7	上から 15行目	<p>(7) 作業者の不安全行動への監視</p> <p>作業者の不安全行動、作業用設備の不安全状態、作業方法の誤り等にも<u>気を配り</u>、不適切な場合にはその場で是正指示する。</p>	7	上から 13行目	<p>(7) 作業者の不安全行動等への監視</p> <p>作業者の不安全行動、作業用設備の不安全状態、作業方法の誤り等<u>の発見に努め</u>、不適切な場合にはその場で是正指示する。</p>
8	上から 2行目	<p>(2) 本体工事の進行に伴い、足場の組立て等の作業計画の変更が必要になったときは速やかに工事責任者に<u>変更の理由を申し立て、変更の承認</u>を受ける。</p> <p>(3) <u>足場の作業計画の変更が決定した場合</u>、足場の組立て等の作業者にその計画の変更内容を連絡し、<u>作業を開始する前に作業方法を指示</u>する。</p>	7	下から 2行目	<p>(2) 本体工事の進行に伴い、足場の組立て等の作業計画の変更が必要になったときは速やかに工事責任者に<u>計画変更内容について</u>、承認を受ける。</p> <p>(3) 足場の組立て等の作業者にその計画の変更内容を連絡し、<u>現場等において作業方法を指示</u>する。</p>
9	上から 4行目	<p>・・・被害を拡大させてしまう<u>恐れ</u>があるので注意する。</p>	9	上から 2行目	<p>・・・被害を拡大させてしまう<u>おそれ</u>があるので注意する。</p>

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
9	上から 6行目	<p>平成27年7月施行の労働安全衛生規則の一部改正により、作業主任者の選任の対象でない2m以上～5m未満の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、事業者は次の措置を講じなければならない。</p> <p>・・・</p> <p>① ・・・従事する労働者に周知・・・。</p> <p>② ・・・関係労働者以外の労働者の立入りを・・・</p> <p>④ ・・・墜落による労働者の危険を・・・ 口 ・・・かつ、労働者に安全帯を・・・。</p> <p>⑤ ・・・つり袋等を労働者に使用・・・</p> <p>労働者は、足場材の緊結、取り外し、・・・</p>	9	上から 4行目	<p>作業主任者の選任の対象でない2m以上～5m未満の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、事業者は次の措置を講じなければならない。</p> <p>・・・</p> <p>① ・・・従事する作業者に周知・・・</p> <p>② ・・・関係作業者以外の作業者の立入りを・・・</p> <p>④ ・・・墜落による作業者の危険を・・・ 口 ・・・かつ、作業者に安全帯を・・・</p> <p>⑤ ・・・つり袋等を作業者に使用・・・</p> <p>作業者は、足場材の緊結、取り外し、・・・</p>
10	下から 5行目	(3)墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、・・・	10	下から 5行目	(3)墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、・・・
11	上から 7行目	・・・防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときはこの限りでない。	11	上から 7行目	・・・防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じたときはこの限りでない。
11	図2-1	③作業床の端には、高さ90cm以上の手すりおよび高さ35cm以上50cm以下の柵を設ける。	11	図2-1	③作業床の端には、高さ90cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下の柵を設ける。
13	表2-1	(赤枠を修正)	13	表2-1	

用途別	外部工事用足場	内部工事用足場	架橋工事用足場	木造家屋等低層工事用足場	補修工事用足場
構造別					
支柱	本足場	・わく組足場 ・くさび緊結式足場 ・単管足場 ・丸太足場		低層わく組足場	
	一側足場	・ブラケット一側足場 ・くさび緊結式 ・ブラケット一側足場		・くさび緊結式 ・ブラケット一側足場 ・ブラケット一側足場	
足場	二側足場(低層住宅工事用足場)			・くさび緊結式 ・ブラケット二側足場	
	棚足場		・わく組足場 ・くさび緊結式足場 ・単管足場		
つり足場			・つりわく足場 ・つり棚足場 ・システム式つり足場		
張出し足場	・わく組				
その他	・移動式足場 ・機械式足場	・移動式足場 ・脚立足場 ・アルミニウム合金製可搬式作業台 ・移動式室内足場 ・高所作業台 ・機械式足場			

用途別	外部工事用足場	内部工事用足場	架橋工事用足場	木造家屋等低層工事用足場	補修工事用足場
構造別					
支柱	本足場	・わく組足場 ・くさび緊結式足場 ・単管足場 ・丸太足場		低層わく組足場	
	一側足場 ※注	・ブラケット一側足場 ・くさび緊結式 ・ブラケット一側足場		・くさび緊結式 ・ブラケット一側足場 ・ブラケット一側足場	
足場	二側足場(低層住宅工事用足場)			・くさび緊結式 ・ブラケット二側足場	
	棚足場		・わく組足場 ・くさび緊結式足場 ・単管足場		
つり足場			・つりわく足場 ・つり棚足場 ・システム式つり足場		
張出し足場	・わく組				
その他	・移動式足場 ・機械式足場	・移動式足場 ・脚立足場 ・アルミニウム合金製可搬式作業台 ・移動式室内足場 ・高所作業台 ・機械式足場			

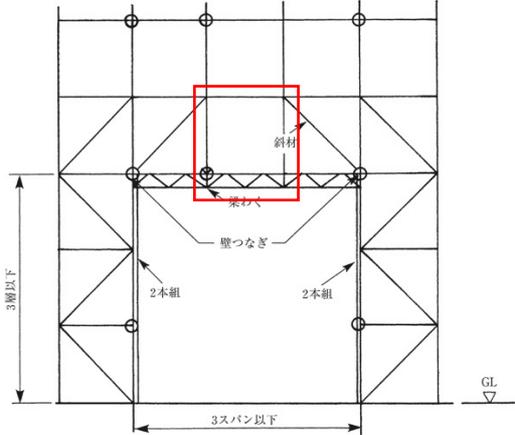
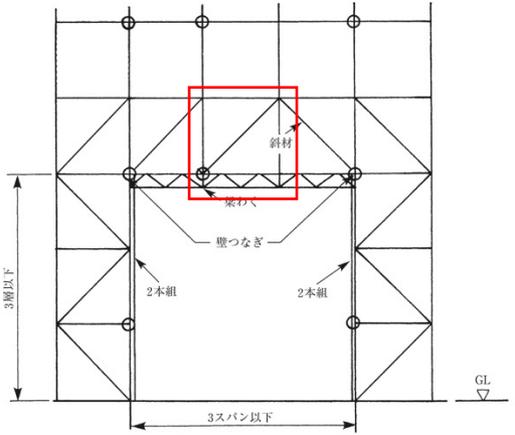
※注 令和6年4月1日以降、幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは原則として本足場を使用する必要がある。
なお、幅が1m未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用すること。(安衛則第561条の2)

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)																																																								
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																																						
15	ページ下部	注)・・・建設会社などで、 <u>合計三百数十社</u> で構成されています。	15	ページ下部	注)・・・建設会社などで、 <u>約 500 社</u> で構成されています。																																																						
18	上から1行目	作業主任者は、元請の工事責任者が作成した総合仮設設計画図、足場の組立図等に基づ・・・	18	上から1行目	作業主任者は、元請の工事責任者が作成した総合仮設設計画図、足場の組立図等に基づ・・・																																																						
42	上から6行目	・・・本足場、棚足場として現在 <u>最も</u> 多く使用されている。 ・・・する。わく組足場の組立ての例を図4-1に示す。	42	上から6行目	・・・本足場、棚足場として現在多く使用されている。 ・・・する。 <u>(荷重計算に基づき許容支持力以下で使用する。)</u> わく組足場の組立ての例を図4-1に示す。																																																						
43	表4-1	注) 建わくの幅の()内寸法はインチサイズの建わくの幅を示す。	43	表4-1	※建わくの幅の()内寸法はインチサイズの建わくの幅を示す。																																																						
44	表4-2	(表組を差し替え)	44	表4-2																																																							
<p>表4-2 建わくの標準寸法及び許容支持力 単位(mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">脚柱、横架材支持材の外径</th> <th colspan="2">構造・寸法</th> <th rowspan="2">許容支持力(kN/1わく)</th> </tr> <tr> <th>幅(上端間隔)</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準わく</td> <td>42.4以上(42.7±0.25)</td> <td>900 914 1,200 1,219</td> <td>1,600 1,625 1,700 1,725 1,900 1,925 2,000</td> <td>42.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">簡易わく</td> <td>低層わく</td> <td>33.7以上(34.0±0.25)</td> <td>600</td> <td>1,800以下</td> <td rowspan="2">39.2</td> </tr> <tr> <td>低層わく以外の簡易わく</td> <td>42.4以上(42.7±0.25)</td> <td>410 600 610 750 762</td> <td>1,600 1,700 1,725 1,800</td> </tr> <tr> <td>拡幅わく 狭幅わく</td> <td>42.4以上(42.7±0.25)</td> <td>600以上 1,250以下</td> <td>1,800以下</td> <td>29.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 高さについては、脚注ジョイントのカラーの寸法を含むものとする。 許容支持力については、(一社)仮設工業会が発行する「足場・型枠支保工設計指針」等で確認すること。</p>			種類	脚柱、横架材支持材の外径	構造・寸法		許容支持力(kN/1わく)	幅(上端間隔)	高さ	標準わく	42.4以上(42.7±0.25)	900 914 1,200 1,219	1,600 1,625 1,700 1,725 1,900 1,925 2,000	42.6	簡易わく	低層わく	33.7以上(34.0±0.25)	600	1,800以下	39.2	低層わく以外の簡易わく	42.4以上(42.7±0.25)	410 600 610 750 762	1,600 1,700 1,725 1,800	拡幅わく 狭幅わく	42.4以上(42.7±0.25)	600以上 1,250以下	1,800以下	29.4	<p>表4-2 建わくの標準寸法及び許容支持力 単位(mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">脚柱、横架材支持材の外径</th> <th colspan="2">標準寸法</th> <th rowspan="2">許容支持力(kN/1わく)</th> </tr> <tr> <th>幅(上端間隔)</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準わく</td> <td>42.4以上(42.7±0.25)</td> <td>900 914 1,200 1,219</td> <td>1,700 1,725 1,900 1,925 2,000</td> <td>42.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">簡易わく</td> <td>低層わく</td> <td>33.7以上(34.0±0.25)</td> <td>600</td> <td>1,800以下</td> <td rowspan="2">14.7</td> </tr> <tr> <td>低層わく以外の簡易わく</td> <td>42.4以上(42.7±0.25)</td> <td>410 600 610 750 762 800</td> <td>1,700 1,725 1,800</td> </tr> <tr> <td>拡幅わく 狭幅わく</td> <td>42.4以上(42.7±0.25)</td> <td>600以上 1,250以下</td> <td>1,800以下</td> <td>29.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高さについては、脚注ジョイントのカラーの寸法を含むものとする。</p>			種類	脚柱、横架材支持材の外径	標準寸法		許容支持力(kN/1わく)	幅(上端間隔)	高さ	標準わく	42.4以上(42.7±0.25)	900 914 1,200 1,219	1,700 1,725 1,900 1,925 2,000	42.6	簡易わく	低層わく	33.7以上(34.0±0.25)	600	1,800以下	14.7	低層わく以外の簡易わく	42.4以上(42.7±0.25)	410 600 610 750 762 800	1,700 1,725 1,800	拡幅わく 狭幅わく	42.4以上(42.7±0.25)	600以上 1,250以下	1,800以下	29.4
種類	脚柱、横架材支持材の外径	構造・寸法			許容支持力(kN/1わく)																																																						
		幅(上端間隔)	高さ																																																								
標準わく	42.4以上(42.7±0.25)	900 914 1,200 1,219	1,600 1,625 1,700 1,725 1,900 1,925 2,000	42.6																																																							
簡易わく	低層わく	33.7以上(34.0±0.25)	600	1,800以下	39.2																																																						
	低層わく以外の簡易わく	42.4以上(42.7±0.25)	410 600 610 750 762	1,600 1,700 1,725 1,800																																																							
拡幅わく 狭幅わく	42.4以上(42.7±0.25)	600以上 1,250以下	1,800以下	29.4																																																							
種類	脚柱、横架材支持材の外径	標準寸法		許容支持力(kN/1わく)																																																							
		幅(上端間隔)	高さ																																																								
標準わく	42.4以上(42.7±0.25)	900 914 1,200 1,219	1,700 1,725 1,900 1,925 2,000	42.6																																																							
簡易わく	低層わく	33.7以上(34.0±0.25)	600	1,800以下	14.7																																																						
	低層わく以外の簡易わく	42.4以上(42.7±0.25)	410 600 610 750 762 800	1,700 1,725 1,800																																																							
拡幅わく 狭幅わく	42.4以上(42.7±0.25)	600以上 1,250以下	1,800以下	29.4																																																							
49	図4-9	(図4-9を削除) (図4-10を図4-9に、図4-10を追加)	49	図4-9																																																							
																																																											
50	上から3行目	・・・踏み面の大きさが180mm以上で、蹴上げが等間隔の階段わくを使用する(図4-11参照)。	50	上から3行目	・・・踏み面の大きさが180mm以上((一社)仮設工業会の認定基準より)で、蹴上げが等間隔の階段わくを使用する(図4-11参照)。																																																						

(旧版) 第4改訂6版 (令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版 (令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
73	図 2-33	(差し替え)	73	図 2-33	
74	上から 2行目	<u>3層3～5スパンのブロックを地組みする</u> 場合、・・・	74	上から 2行目	<u>2層3～5スパンのブロックを地組みする</u> 場合、・・・
82	上から 6行目	<p>・・・<u>わく組足場を点検することが必要である</u>。異常を認めたときは直ちに補修しなければならないとされている(図4-33参照)。</p> <p>また、元方事業者等の注文者は、わく組足場の組立て、変更及び地震や悪天候後に請負人の労働者に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する前に安衛則第655条第1項第2号に基づき、<u>わく組足場を点検することが必要である</u>。異常を認めたときは直ちに補修しなければならないとされている。</p>	82	上から 6行目	<p>・・・<u>わく組足場の点検者を指名して、点検させ</u>、異常を認めたときは直ちに補修しなければならない(図4-33参照)。</p> <p>また、元方事業者等の注文者は、わく組足場の組立て、変更及び地震や悪天候後に請負人の作業者に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する前に安衛則第655条第1項第2号に基づき、<u>わく組足場の点検者を指名して点検させる</u>。危険のおそれがあるときは修理しなければならない。</p>
83	上から 3行目	<p>・・・これによれば、点検表を用いて行うようにし、足場の点検について、事業者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識、経験を有する者を点検者として指名することとされている。点検者は点検結果を工事責任者又は事業者へ報告し、その記録を保存する。</p>	83	上から 3行目	<p>・・・これによれば、点検表[※]を用いて行うようにし、足場の点検について、事業者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識、経験を有する者を点検者として指名すること。点検者は点検結果を工事責任者又は事業者へ報告する。注文者(元方事業者)は請け負ったすべての仕事が終了するまでの間、記録を保存する。</p>
83	ページ 下部	(文章追加)	83	ページ 下部	※点検表については、足場の組立て後等安全点検表(建災防統一足場点検表)を参照のこと。

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
101	上から 16行目	<p>・・・安衛則第567条第2項に基づき足場を点検することが必要である。異常を認めたとときは直ちに補修しなければならないとされている。</p> <p>また、・・・安衛則第655条第1項第2号に基づき、単管足場を点検することが必要である。異常を認めたとときは直ちに補修しなければならないとされている。</p> <p>足場の点検事項と着眼点の一例を示すと表4-19のとおりである。</p> <p>なお、・・・点検者として指名することとされている。点検者は点検結果を工事責任者又は事業者へ報告し、その記録を保存する。</p>	101	上から 16行目	<p>・・・安衛則第567条第2項に基づき足場の点検者を指名して点検させ、異常を認めたとときは直ちに補修しなければならない。</p> <p>また、・・・安衛則第655条第1項第2号に基づき、単管足場の点検者を指名して点検させ、危険のおそれがあるときは修理しなければならない。</p> <p>足場の点検事項と着眼点の一例を示すと表4-19のとおりである。</p> <p>なお、・・・点検者として指名すること。点検者は点検結果を工事責任者又は事業者へ報告する。注文者(元方事業者)は、請け負ったすべての仕事が終了するまでの間、記録を保存する。</p>
101	ページ 下部	(文章追加)	101	ページ 下部	※点検表については、足場の組立て後等安全点検表〈建災防統一足場点検表〉を参照のこと。
103	ページ 下部	(文章追加)	103	ページ 下部	<p>※注 幅1メートル以上の場所で本足場の使用を原則義務化(令和6年4月1日施行)。</p> <p>厚生労働省の通達では、幅1メートル未満でも可能な限り本足場の使用が望ましいとされている。</p>
109	下から 2行目	・・・5.5m以下とされているが、 <u>一般社団法人</u> 仮設工業会では、ブラケット一側足場については、・・・	109	下から 2行目	・・・5.5m以下とされているが、 <u>(一社)</u> 仮設工業会では、ブラケット一側足場については、・・・

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
111	上から 10行目	<p>・・・に安衛則第567条第2項に基づき、足場を点検することが必要である。異常を認めるときは直ちに補修しなければならないと<u>されている</u>。</p> <p>また、元方事業者等の注文者は、ブラケット一側足場の組立て、一部の解体もしくは変更の後及び地震や悪天候後に請負人の<u>労働者</u>に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する前に安衛則第655条第1項第2号に基づき、ブラケット一側足場を点検することが必要である。異常を認めるときは直ちに補修しなければならないと<u>されている</u>。</p> <p>足場の点検事項と着眼点の一例を示すと、表4-21のとおりである。</p> <p>なお、この点検に際しては、厚生労働省安全衛生部長通達において「足場の安全点検の<u>確実な実施</u>」が定められている。これによれば点検表を用いて行うようにし、足場の点検について、事業者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を点検者として指名することと<u>されている</u>。点検者は、点検結果を工事責任者又は事業者<u>に報告し、その記録を保存する</u>。</p>	111	上から 10行目	<p>・・・に安衛則第567条第2項に基づき、足場の点検者を指名して点検させ、異常を認めるときは直ちに補修しなければならない。</p> <p>また、元方事業者等の注文者は、ブラケット一側足場の組立て、一部の解体もしくは変更の後及び地震や悪天候後に請負人の<u>作業</u>者に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する前に安衛則第655条第1項第2号に基づき、ブラケット一側足場の点検者を指名して点検させ、危険のおそれがあるときは<u>修理</u>しなければならない。</p> <p>足場の点検事項と着眼点の一例を示すと、表4-21のとおりである。</p> <p>なお、この点検に際しては、厚生労働省安全衛生部長通達において「足場の安全点検の<u>確実な実施</u>」が定められている。これによれば点検表[※]を用いて行うようにし、足場の点検について、事業者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を点検者として指名すること。点検者は、点検結果を工事責任者又は事業者<u>に報告すること</u>。注文者(元方事業者)は、<u>請け負ったすべての仕事が終了するまでの間、記録を保存することとされている</u>。</p>
111	ページ 下部	(文章追加)	111	ページ 下部	※点検表については、足場の組立て後等安全点検表〈建災防統一足場点検表〉を参照のこと。

(旧版) 第4改訂6版 (令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版 (令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
113		(ページ追加)	113		<p>※ページ追加により P113~198 までページ番号を変更 ※この新旧対照表の目次修正部分を参照</p> <p>一側足場の使用範囲を明確化 (安衛則第561条の2 R6.4.1施行) 令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所[※]において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要がある。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用すること。 つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えない。 ※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。</p> <p>※「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点 足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれない。 なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保すること。 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは以下の場合をいう。</p> <p>ア) 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき</p> <p>イ) 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき</p> <p>ウ) 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき</p> <p>エ) 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔[※]が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる時</p> <p>※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましい。</p> <p><留意点> 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければならない。</p> <p>※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示している。 (出典：厚生労働省リーフレットより)</p>
124	下から1行目	③ ……踏面は、18cm 以上とする。	125	下から1行目	③ ……踏面は、18cm 以上 <u>((一社) 仮設工業会の認定基準より)</u> とする。
127	図 4-81	(赤枠を修正)	128	図 4-81	
 <p>図 4-81 出入口の補強</p>			 <p>図 4-81 出入口の補強</p>		

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
132	上から 3行目	<p>・・・安衛則第567条第2項に基づき、足場を点検することが必要である。異常を認めたときは直ちに補修しなければならないと<u>されている</u>。</p> <p>また、元方事業者等の注文者は、くさび緊結式足場の組立て、一部の解体もしくは変更の後及び地震や悪天候後に請負人の<u>労働者</u>に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する前に安衛則第655条第1項第2号に基づき、くさび緊結式足場足場を点検することが必要である。異常を認めたときは直ちに補修しなければならないと<u>されている</u>。</p> <p>足場の点検事項と着眼点の一例を示すと表4-25のとおりである。</p> <p>なお、この点検に際しては、厚生労働省安全衛生部長通達において「足場等の安全点検の確実な実施」が定められている。これによれば、点検表を用いて行うようにし、足場の点検について事業者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を点検者として指名することと<u>されている</u>。点検者は、点検結果を工事責任者又は事業者に報告し、その記録を保存する。</p> <p>① <u>足場の組立て完了後は</u>、作業主任者が点検を行うとともに、元請の現場管理者等が足場の完成検査を行い、足場の安全性と作業性を確認する。</p>	133	上から 3行目	<p>・・・安衛則第567条第2項に基づき、足場の点検者を指名して点検させ、異常を認めたときは直ちに補修しなければならない。</p> <p>また、元方事業者等の注文者は、くさび緊結式足場の組立て、一部の解体もしくは変更の後及び地震や悪天候後に請負人の<u>作業</u>者に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する前に安衛則第655条第1項第2号に基づき、くさび緊結式足場足場の点検者を指名して点検させ、危険のおそれがあるときは<u>修理</u>しなければならない。</p> <p>足場の点検事項と着眼点の一例を示すと表4-25のとおりである。</p> <p>なお、この点検に際しては、厚生労働省安全衛生部長通達において「足場等の安全点検の確実な実施」が定められている。これによれば、点検表※を用いて行うようにし、足場の点検について事業者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を点検者として指名すること。点検者は、点検結果を工事責任者又は事業者に報告する。注文者(元方事業者)は、<u>請け負ったすべての仕事が終了するまでの間</u>、記録を保存する。</p> <p>① <u>組立てた足場の完了後は</u>、作業主任者が点検を行うとともに、元請の現場管理者等が足場の完成検査を行い、足場の安全性と作業性を確認する。</p>
132	ページ 下部	(文章追加)	133	ページ 下部	※点検表については、足場の組立て後等安全点検表〈建災防統一足場点検表〉を参照のこと。
150	上から 4行目	・・・の項を参照のこと。また、表4-28に主な点検事項の一例を示す。	151	上から 4行目	・・・の項を参照のこと。 <u>安衛則第567条第2項及び安衛則第655条第1項第2号に基づき、足場の点検者を指名して点検させること</u> 。また、表4-28に主な点検事項の一例を示す。

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
150	ページ下部	(文章追加)	151	ページ下部	※点検表については、足場の組立て後等安全点検表〈建災防統一足場点検表〉を参照のこと。
155	下から3行目	・・・安衛則第567条第2項に基づき、足場を点検することが必要である。異常を認めたときには直ちに補修しなければならないと <u>されている</u> 。	156	下から3行目	・・・安衛則第567条第2項に基づき、足場の <u>点検者を指名して点検させ、異常を認めたときには直ちに補修しなければならない</u> 。
156	上から3行目	<p>・・・及び地震や悪天候後に請負人の<u>労働者</u>に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する前に安衛則第655条第1項第2号に基づき、<u>張出し足場を点検することが必要である。異常を認めたときは直ちに補修しなければならないとされている</u>。</p> <p>足場の点検事項と着眼点の一例を示すと表4-30のとおりである。</p> <p>なお、この点検に際しては、厚生労働省安全衛生部長通達において「足場等の安全点検の確実な実施」が定められている。これによれば点検表を用いて行うようにし、足場の点検について当事者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を点検者として指名することとされている。点検者は、点検結果を工事責任者又は事業者<u>に報告し、その結果を記録する</u>。</p>	157	上から2行目	<p>・・・及び地震や悪天候後に請負人の<u>作業</u>者に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する前に安衛則第655条第1項第2号に基づき、<u>張出し足場の点検者を指名して点検させ、危険のおそれがあるときは、速やかに修理しなければならない</u>。</p> <p>足場の点検事項と着眼点の一例を示すと表4-30のとおりである。</p> <p>なお、この点検に際しては、厚生労働省安全衛生部長通達において「足場等の安全点検の確実な実施」が定められている。これによれば点検表[※]を用いて行うようにし、足場の点検について当事者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を点検者として指名すること。点検者は、点検結果を工事責任者又は事業者<u>に報告する</u>。注文者(元方事業者)は、<u>請け負ったすべての仕事が終了するまでの間、記録を保存する</u>。</p>
156	ページ下部	(文章追加)	157	ページ下部	※点検表については、足場の組立て後等安全点検表〈建災防統一足場点検表〉を参照のこと。
159	表4-32	※表中のa、b、cは図4-100参照	160	表4-32	※表中のa、b、cは図4-103参照
163	下から3行目	・・・安衛則第567条第2項に基づき、足場を点検することが必要である(図4-107参照)。異常を認めたときには直ちに補修しなければならないとされている。	164	下から3行目	・・・安衛則第567条第2項に基づき、足場の <u>点検者を指名して点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない(図4-107参照)</u> 。

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
164	上から 2行目	<p>・・・後及び地震や悪天候後に請負人の<u>労働者</u>に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する前に安衛則第655条第1項第2号に基づき、つりわく足場を点検することが必要である。異常を認めるときは直ちに補修しなければならないとされている。</p> <p>足場の点検事項と着眼点の一例を示すと表4-35のとおりである。</p> <p>なお、この点検に際しては、厚生労働省安全衛生部長通達において「足場等の安全点検の確実な実施」が定められている。これによれば、点検表を用いて行うようにし、足場の点検について事業者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を点検者として指名することとされている。点検者は点検結果を工事責任者又は事業者に報告し、その記録を保存する。</p>	165	上から 2行目	<p>・・・及び地震や悪天候後に請負人の<u>作業</u>者に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する前に安衛則第655条第1項第2号に基づき、つりわく足場の<u>点検者を指名して点検させ、危険のおそれがあるときは、修理</u>しなければならない。</p> <p>足場の点検事項と着眼点の一例を示すと表4-35のとおりである。</p> <p>なお、この点検に際しては、厚生労働省安全衛生部長通達において「足場等の安全点検の確実な実施」が定められている。これによれば、点検表※を用いて行うようにし、足場の点検について事業者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を点検者として指名すること。点検者は点検結果を工事責任者又は事業者に報告する。注文者(元方事業者)は、<u>請け負ったすべての仕事が終了するまでの間、記録を保存する。</u></p>
164	ページ 下部	(文章追加)	165	ページ 下部	※点検表については、足場の組立て後等安全点検表〈建災防統一足場点検表〉を参照のこと。

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
176	上から 4行目	<p>・・・安衛則第567条第2項に基づき足場を点検することが必要である。異常を認めたとときは直ちに補修しなければならないと<u>されている</u>。</p> <p>また、元方事業者等の注文者は、つり棚足場の組立て、一部の解体もしくは変更の後及び地震や悪天候後に請負人の労働者に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する前に安衛則第655条第1項第2号に基づき、つり棚足場を点検することが必要である。異常を認めたとときは直ちに補修しなければならないと<u>されている</u>。</p> <p>足場の点検事項と着眼点の一例を示すと表4-37及び表4-38のとおりである。</p> <p>なお、この点検に際しては、厚生労働省安全衛生部長通連において「足場等の安全点検の確実な実施」が定められている。これによれば、点検表を用いて行うようにし、足場の点検について事業者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を点検者として指名することと<u>されている</u>。点検者は、点検結果を工事責任者又は事業者に報告し、その記録を保存する。</p>	177	上から 4行目	<p>・・・安衛則第567条第2項に基づき足場の点検者を指名して点検させ、異常を認めたとときは直ちに補修しなければならない。</p> <p>また、元方事業者等の注文者は、つり棚足場の組立て、一部の解体もしくは変更の後及び地震や悪天候後に請負人の作業者に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する前に安衛則第655条第1項第2号に基づき、つり棚足場の点検者を指名して点検させ、<u>危険のおそれがあるときは修理しなければならない</u>。</p> <p>足場の点検事項と着眼点の一例を示すと表4-37及び表4-38のとおりである。</p> <p>なお、この点検に際しては、厚生労働省安全衛生部長通連において「足場等の安全点検の確実な実施」が定められている。これによれば、点検表[※]を用いて行うようにし、足場の点検について事業者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を点検者として指名すること。点検者は、点検結果を工事責任者又は事業者に報告する。注文者(元方事業者)は、<u>請け負ったすべての仕事が終了するまでの間、記録を保存する</u>。</p>
176	ページ 下部	(文章追加)	177	ページ 下部	※点検表については、足場の組立て後等安全点検表〈建災防統一足場点検表〉を参照のこと。

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
184	上から 8行目	<p>・・・安衛則第567条第2項に基づき、足場を点検することが必要である。異常を認めたときは直ちに補修しなければならないと<u>されている</u>。</p> <p>また、元方事業者等の注文者は、丸太足場の組立て、変更及び地震や悪天候後に請負人の<u>労働者</u>に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する前に安衛則第655条第2項に基づき、丸太足場を点検することが必要である。異常を認めたときは直ちに補修しなければならないと<u>されている</u>。</p> <p>足場の点検事項と着眼点の一例を示すと表4-39のとおりである。</p> <p>なお、この点検に際しては、厚生労働省安全衛生部長通達において「足場等の安全点検の<u>確実な実施</u>」が定められている。これによれば、点検表を用いて行うようにし、足場の点検について事業者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を点検者として指名することと<u>されている</u>。点検者は、点検結果を工事責任者又は事業者に報告し、その記録を保存する。</p>	185	上から 8行目	<p>・・・安衛則第567条第2項に基づき、足場の点検者を指名して点検させ、異常を認めたときは直ちに補修しなければならない。</p> <p>また、元方事業者等の注文者は、丸太足場の組立て、変更及び地震や悪天候後に請負人の<u>作業</u>者に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する前に安衛則第655条第2項に基づき、丸太足場の点検者を指名して点検させ、危険のおそれがあるときは修理しなければならない。</p> <p>足場の点検事項と着眼点の一例を示すと表4-39のとおりである。</p> <p>なお、この点検に際しては、厚生労働省安全衛生部長通達において「足場等の安全点検の<u>確実な実施</u>」が定められている。これによれば、点検表[※]を用いて行うようにし、足場の点検について事業者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を点検者として指名すること。点検者は、点検結果を工事責任者又は事業者に報告する。注文者(元方事業者)は、<u>請け負ったすべての仕事が終了するまでの間、記録を保存する</u>。</p>
184	ページ 下部	(文章追加)	185	ページ 下部	※点検表については、足場の組立て後等安全点検表〈建災防統一足場点検表〉を参照のこと。

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
187	図4-129	(赤枠を変更)	188	図4-129	
<p>図4-129 移動式足場用建わくの例</p>			<p>図4-129 移動式足場用建わくの例</p>		
190	上から5行目	(文章追加)	191	上から5行目	安衛則第567条第2項及び安衛則第655条第1項第2号に基づき足場の点検者を指名して点検させること。

(旧版) 第4改訂6版 (令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版 (令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
195	上から 6行目	(赤枠を変更)	196	上から 5行目 の次行	

第12節 その他の足場

1. 棚足場

棚足場は、図4-135に示すように平面的に広がりのある作業床を、わく組、単管などの支柱で支えるものである。この足場は、体育館、劇場などのように階高が高く、面積の広い場所などの天井仕上げ作業や配管作業などに使用される。

また、型わく支保工として組み立てられたものをコンクリートの打設作業が完了した後、型わく、根太、大引き及び上部の支柱を解体し、残った型わく支保工の上部に足場板及び手すりなどを取り付け棚足場として使用する足場もある。

なお、棚足場は、作業床を天井面より160cm～170cm下方に設け、床材は、隙間なく全面に敷き並べる。作業床を支持する支柱群がわく組式では5層4スパン、単管式では3層3スパンごとに水平、垂直の方向を水平つなぎ、大筋かいなどにより連繫一体化する。

作業床の周囲に床面より高さ90cm以上の位置に手すり、高さ35cm以上50cm以下の位置に中棧及び高さ10cm以上の幅木を取り付ける。

棚足場の組立て、解体にあたっては、安全帯を安全に取付するための設備等を設けて、安全帯を確実に使用すること。

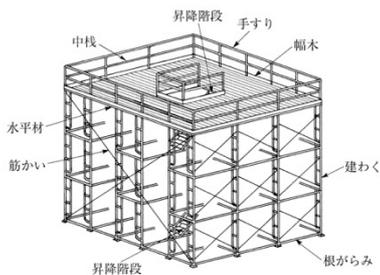


図 4-135 棚足場の例

第12節 その他の足場

1. 棚足場

棚足場は、図4-135に示すように平面的に広がりのある作業床を、わく組、単管などの支柱で支えるものである。この足場は、体育館、劇場などのように階高が高く、面積の広い場所などの天井仕上げ作業や配管作業などに使用される。

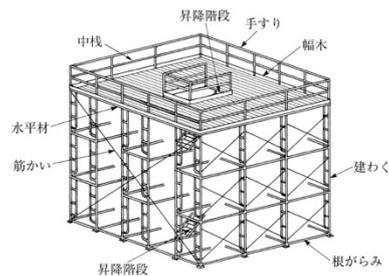
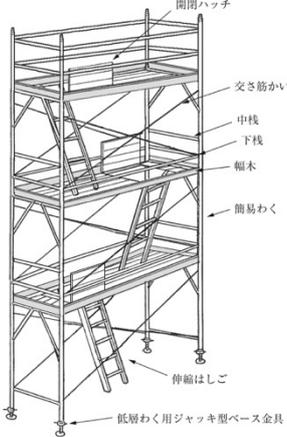
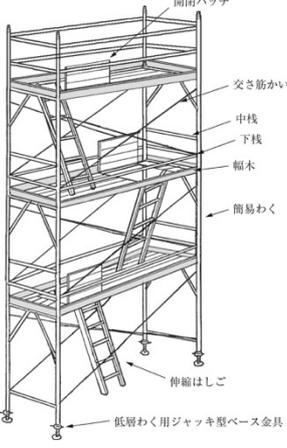
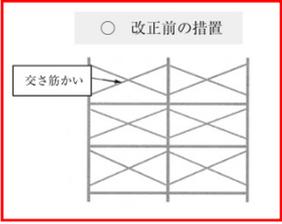
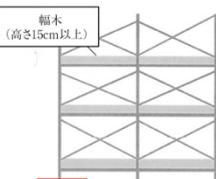
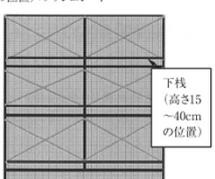
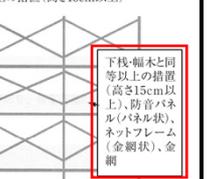
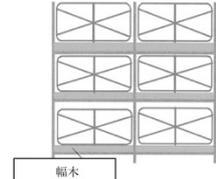
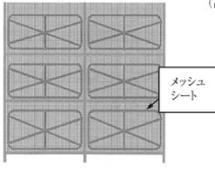
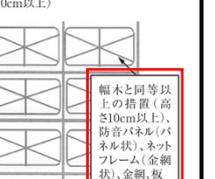
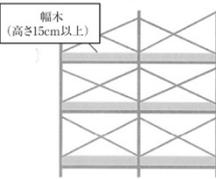
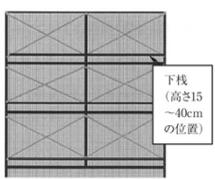
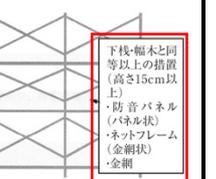
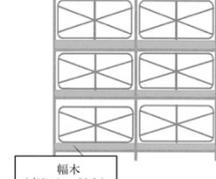
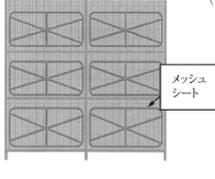
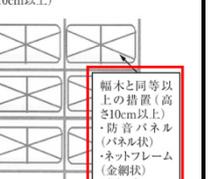


図 4-135 棚足場の例

(旧版) 第4改訂6版 (令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版 (令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
196	上から 6行目	(赤枠を変更)	197		
<p>2. 低層建築工事用簡易わく組足場</p> <p>低層建築工事用簡易わく組足場^{注)}は、図4-136に示すように低層わく、低層わく用布わく又は低層わく用床付き布わく、交さ筋かい、低層わく用ジャッキ型ベース金具、脚柱ジョイント（アームロックを含む。）等の部材によって構成され、木造建築工事等の低層建築工事専用のわく組足場である。</p> <p>この足場は、第4章第1節「わく組足場」に比べ、建わくの主材が34mm、わく幅600mmと、構造も簡便なため、強度上から高さは原則として3層以下で使用する。壁つなぎは、足場の最上層に水平方向5.4m以下の間隔で壁面にできるだけ直角に取付ける。また、積載荷重は1スパンあたり250kg以下とする。</p> <p>作業床に開閉ハッチを取り付け、伸縮はしごにより、わく組内で安全な上下移動をスムーズに行うことができる。</p> <p>組立て、解体にあたっては、安全帯を安全に取付するための設備等を設けて、安全帯を確実に使用すること。</p>			<p>2. 低層建築工事用簡易わく組足場</p> <p>低層建築工事用簡易わく組足場^{注)}は、図4-136に示すように低層わく、低層わく用布わく又は低層わく用床付き布わく、交さ筋かい、低層わく用ジャッキ型ベース金具、脚柱ジョイント（アームロックを含む。）等の部材によって構成され、木造建築工事等の低層建築工事専用のわく組足場である。</p> <p>作業床に開閉ハッチを取り付け、伸縮はしごにより、わく組内で安全な上下移動をスムーズに行うことができる。</p> <p>組立て、解体にあたっては、安全帯を安全に取付するための設備等を設けて、安全帯を確実に使用すること。</p>		
 <p>図 4-136 低層住宅用簡易わく組足場の例</p>			 <p>図 4-136 低層建築工事用簡易わく組足場の例</p>		

(旧版) 第4改訂6版 (令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版 (令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
198	図4-137	(赤枠を変更)	199	図4-137	
<p style="text-align: center;">わく組足場</p> <p style="text-align: center;">○ 改正前の措置</p>  <p style="text-align: center;">○ 改正後の墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例</p> <p>改正後 措置例1 交さ筋かい+幅木(高さ15cm以上)</p>  <p>改正後 措置例2 交さ筋かい+下棧(高さ15~40cmの位置)+メッシュシート</p>  <p>改正後 措置例3 交さ筋かい+下棧+幅木と同等以上の措置(高さ15cm以上)</p>  <p>改正後 措置例4 手すりわく+幅木(高さ10cm以上)</p>  <p>改正後 措置例5 手すりわく+メッシュシート</p>  <p>改正後 措置例6 手すりわく+幅木と同等以上の措置(高さ10cm以上)</p>  <p style="text-align: center;">○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例</p> <p>措置例1 交さ筋かい+幅木(高さ15cm以上)</p>  <p>措置例2 交さ筋かい+下棧(高さ15~40cmの位置)+メッシュシート</p>  <p>措置例3 交さ筋かい+下棧+幅木と同等以上の措置(高さ15cm以上)</p>  <p>措置例4 手すりわく+幅木(高さ10cm以上)</p>  <p>措置例5 手すりわく+メッシュシート</p>  <p>措置例6 手すりわく+幅木と同等以上の措置(高さ10cm以上)</p> 					
<p style="text-align: center;">図4-137 わく組足場の墜落防止及び物体の落下防止の例 (出典：厚生労働省リーフレットより)</p>			<p style="text-align: center;">図4-137 わく組足場の墜落防止及び物体の落下防止の例 (出典：厚生労働省リーフレットより)</p>		

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
200	図4-138	(赤枠を変更)	200	図4-138	
<p>わく組足場以外の足場(単管足場等)</p> <p>改正前の措置</p> <p>○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例</p> <p>改正後 措置例1: 手すり(高さ85cm以上の位置) + 中柵(高さ35~50cmの位置) + 幅木(高さ10cm以上)</p> <p>改正後 措置例2: 手すり(高さ85cm以上の位置) + 中柵(高さ35~50cmの位置) + メッシュシート</p> <p>改正後 措置例3: 手すり(高さ85cm以上の位置) + 中柵と同等以上の措置(高さ35cm以上)</p> <p>中柵と同等以上の措置(高さ35cm以上)、防音パネル(パネル状)、ネットフレーム(金網状)、金網</p> <p>図4-138 わく組足場以外の墜落防止及び物体の落下防止の例 (出典:厚生労働省リーフレットより) (建設業労働災害防止規程では手すりの高さは90cm以上と定めている。)</p>			<p>わく組足場以外の足場(単管足場等)</p> <p>○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例</p> <p>措置例1: 手すり(高さ85cm以上の位置) + 中柵(高さ35~50cmの位置) + 幅木(高さ10cm以上)</p> <p>措置例2: 手すり(高さ85cm以上の位置) + 中柵(高さ35~50cmの位置) + メッシュシート</p> <p>措置例3: 手すり(高さ85cm以上の位置) + 中柵と同等以上の措置(高さ35cm以上)</p> <p>中柵と同等以上の措置(高さ35cm以上)、防音パネル(パネル状)、ネットフレーム(金網状)、金網</p> <p>図4-138 わく組足場以外の墜落防止及び物体の落下防止の例 (出典:厚生労働省リーフレットより) (建設業労働災害防止規程では手すりの高さは90cm以上と定めている。)</p>		
202	上から10行目	② ①の箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止する。	202	上から10行目	② ①の箇所への関係作業員以外の者の立入りを禁止する。
203	下から2行目	・・・現場の状況に合った安全ネットを足場の2層以下の間隔ごとに設けるか、作業者に安全帯を使用させる。	203	下から2行目	・・・現場の状況に合った安全ネットを足場の2層以下の間隔ごとに設けるか、作業者に安全帯を使用させる。
205	上から8行目	<u>〔(一社)仮設工業会「親網支柱・支柱用親網・緊張器等の使用基準」(2019.12.12 施行)より。</u>	205	上から8行目	削除
208	上から4行目	・・・厚生労働省が指針 ^{注1)} を公表しているので、 <u>これに基づいて</u> 使用する。	208	上から4行目	・・・厚生労働省が指針 ^{注1)} を公表しているので、 <u>ネットの構造、強度、設置方法等</u> に基づいて使用する。

頁	箇所	内容
210	図4-153	(赤枠を追加)

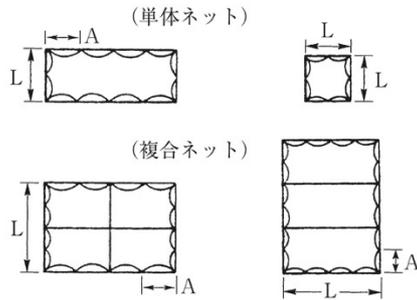
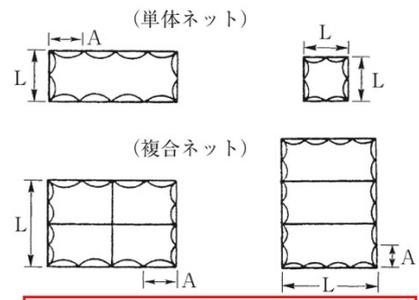


図4-153 安全ネットの支持間隔

頁	箇所	内容
210	図4-153	



ただし
 L：単体ネット及び複合ネットの辺長、
 または短辺長(単位：m)
 A：ネットの支持点の間隔(単位：m)

図4-153 安全ネットの支持間隔

211		(赤枠を変更)
-----	--	---------

表4-44 安全ネットの許容落下高さ

ネットの種類 条件	落下高さ(H ₁) (m)		ネット下部 のあき(H ₂) (m)	ネットの 垂れ (S)
	単体ネット	複合ネット		
L < A	H ₁ ≤ 0.25 × (L + 2A)	H ₁ ≤ 0.20 × (L + 2A)	H ₂ ≥ 0.85 × (L + 3A)/4	S ≤ 0.2 × (L + 2A)/3
L ≥ A	H ₁ ≤ 0.75L	H ₁ ≤ 0.60L	H ₂ ≥ 0.85L	S ≤ 0.20L

※1) A ≤ Lの範囲ではA = Lとする。
 ※2) H₁、H₂、Sの関係については、「図4-148安全ネットの取り付け位置」を参照のこと。
 ※3) L、Aの関係については、「図4-149安全ネットの支持間隔」を参照のこと。

(4)安全ネットの使用禁止

以下のような不良箇所がある安全ネットは、使用してはならない。

- ① 網糸の強度が、表4-43の値未満のもの。
- ② 人体又は人体相当の落体により衝撃を受けたもの。
- ③ 網地、縁綱等が破損しているもの。

211		
-----	--	--

表4-44 安全ネットの許容落下高さ

ネットの種類 条件	落下高さ(H ₁) (m)		ネット下部 のあき(H ₂) (m)	ネットの 垂れ (S)
	単体ネット	複合ネット		
L < A	H ₁ ≤ 0.25 × (L + 2A)	H ₁ ≤ 0.20 × (L + 2A)	H ₂ ≥ 0.85 × (L + 3A)/4	S ≤ 0.2 × (L + 2A)/3
L ≥ A	H ₁ ≤ 0.75L	H ₁ ≤ 0.60L	H ₂ ≥ 0.85L	S ≤ 0.20L

※1) A ≤ Lの範囲ではA = Lとする。
 ※2) H₁、H₂、Sの関係については、「図4-148安全ネットの取り付け位置」を参照のこと。
 ※3) L、Aの関係については、「図4-149安全ネットの支持間隔」を参照のこと。

(4)躯体と足場との隙間に安全ネットの取り付け

安全ネットを取り付ける腕木材には、

- (a) 持送りわく(足場と躯体の間隔が比較的大きい所に取り付ける。)
- (b) 回転式専用腕木材等
があり、これをわく組足場の前踏み側の脚柱に取り付け、それに足場板、安全ネットを取り付ける(図4-154参照)。

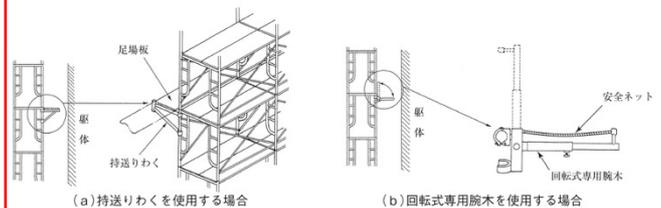
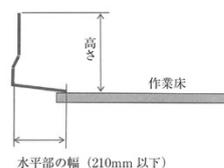
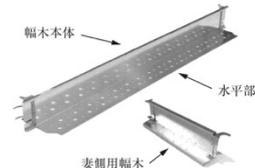


図4-154 躯体と足場の隙間に安全ネットを取り付ける方法の例

(5)安全ネットの使用禁止

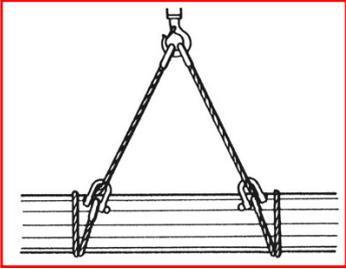
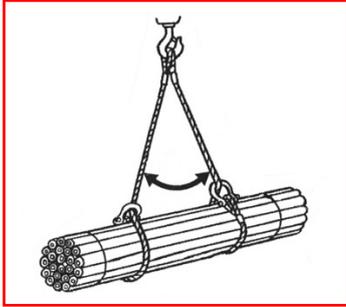
以下のような不良箇所がある安全ネットは、使用してはならない。

- ① 網糸の強度が、表4-43の値未満のもの。
- ② 人体又は人体相当の落体により衝撃を受けたもの。
- ③ 網地、縁綱等が破損しているもの。

(旧版) 第4改訂6版 (令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版 (令和6年2月2日)						
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容				
212		(右記赤枠を追加)	212		図4-155、写真4-13を挿入することで以降図と写真の番号が変わる				
<p>第14節 落下防止のための措置</p> <p>1. 幅木</p> <p>作業床からの物体の落下物による危険を防止するため、高さ10cm以上の幅木、又はメッシュシート、防網等を設置する必要がある。</p> <p>幅木は、「つま先板」とも呼ばれ、物体の落下及び足の踏みはずしを防止するために作業床の外縁に取り付ける木製又は金属製の板をいい、JIS A8962において、高さが15cm以上を1種、高さが10cm以上15cm未満を2種として、強度等が定められている。</p> <p>また、(一社)仮設工業会においては、労働安全衛生規則上の高さに応じた使い分けが工事現場で難しいことから、「高さ15cm以上の幅木」について、「幅木の認定基準」を定めている。(一社)仮設工業会が認定した幅木には、認定合格マークが見やすい箇所に表示されている。</p> <p>2. 防護柵 (朝顔)</p> <p>防護柵は、建設工事の現場から落下物が外部に落下し、通行人等の第三者に対する危害を防止するために、足場の外側面にはね出して設ける落下物防止設備で、一般に朝顔と呼ばれている (図4-154参照)。</p> <p>この設備は、張出し材、斜材及び敷板等により構成され、これらに使用する材料は、単管足場用鋼管、足場板、波形鉄板等である。また、最近では現場で簡単に組み立て、解体ができるプレハブ式 (ユニット式) が主流となってきている。</p> <p>防護柵を設ける場合は、次の事項に留意すること (図4-155参照)。</p>			<p>第14節 落下防止のための措置</p> <p>1. 幅木</p> <p>作業床からの物体の落下物による危険を防止するため、高さ10cm以上の幅木、又はメッシュシート、防網等を設置する必要がある。</p> <p>幅木は、「つま先板」とも呼ばれ、物体の落下及び足の踏みはずしを防止するために作業床の外縁に取り付ける木製又は金属製の板をいい、JIS A8962において、高さが15cm以上を1種、高さが10cm以上15cm未満を2種として、強度等が定められている。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1種</td> <td>幅木が本体と取付部だけのもの。取り付け場所に応じ、桁側幅木[®]と妻側幅木[®]がある。</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>作業床とのすき間を塞ぐため、作業床に載せて使用する水平部を有するL型のもの。取り付け場所に応じ、桁側幅木[®]と妻側幅木[®]がある。</td> </tr> </table> <p>※ 桁側幅木は足場の作業床の長手方向と平行に取り付ける幅木を、妻側幅木は足場の妻側に取り付けるものをいう。</p> <p>また、(一社)仮設工業会においては、労働安全衛生規則上の高さに応じた使い分けが工事現場で難しいことから、「高さ15cm以上の幅木」について、「幅木の認定基準」を定めている。(一社)仮設工業会が認定した幅木には、認定合格マークが見やすい箇所に表示されている。</p> <p>第2種の幅木にあつては、以下によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 水平部に足がかかっても著しいたわみが生ずるおそれがない丈夫な構造であること。 ② 水平部の幅は210mm以下とすること (図4-155参照)。 ③ 水平部には表面に滑り止め加工の措置を施してあること。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>図4-155 第2種幅木の水平部の幅</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真4-13 第2種の幅木の例</p> </div> </div> <p>2. 防護柵 (朝顔)</p> <p>防護柵は、建設工事の現場から落下物が外部に落下し、通行人等の第三者に対する危害を防止するために、足場の外側面にはね出して設ける落下物防止設備で、一般に朝顔と呼ばれている (図4-156参照)。</p>			第1種	幅木が本体と取付部だけのもの。取り付け場所に応じ、桁側幅木 [®] と妻側幅木 [®] がある。	第2種	作業床とのすき間を塞ぐため、作業床に載せて使用する水平部を有するL型のもの。取り付け場所に応じ、桁側幅木 [®] と妻側幅木 [®] がある。
第1種	幅木が本体と取付部だけのもの。取り付け場所に応じ、桁側幅木 [®] と妻側幅木 [®] がある。								
第2種	作業床とのすき間を塞ぐため、作業床に載せて使用する水平部を有するL型のもの。取り付け場所に応じ、桁側幅木 [®] と妻側幅木 [®] がある。								

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
213	図4-155	図4-154 防護棚(朝顔)の例	213	図4-156	図4-156 防護棚(朝顔)の例(上棧、下棧、幅木は省略)
213	図4-156	(赤枠を修正)	213	図4-157	
図4-155 防護棚の取り付けの例			図4-157 防護棚の取り付けの例		
224	上から14行目	安衛則567条第2項に掲げる項目の点検を行うほか、次の事項を点検する。	224	上から14行目	安衛則567条第2項に掲げる項目の点検(足場の点検時に点検者の指名の義務付け)を行うほか、次の事項を点検する。
225	図5-1	(赤枠を修正)	225	図5-1	
図5-1 高所作業を行う場合の作業服装の例			図5-1 高所作業を行う場合の作業服装の例		
226	上から4行目	・・・玉掛けワイヤロープ等の鋼材等を取り扱う場合は皮手袋、・・・	226	上から4行目	・・・玉掛けワイヤロープ等の鋼材等を取り扱う場合はかわ手袋、・・・
226	写真5-1	皮手袋	226	写真5-1	かわ手袋

(旧版) 第4改訂6版 (令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版 (令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
229	上から 6行目	<p>なお、本書では関係法令の条文を除き、建設現場における指差し呼称等の安全活動において、「安全帯」という用語が定着していることから、「墜落制止用器具」を「安全帯」と表記する。</p>	229	上から 6行目	削除
231	図5-4	(赤枠を修正)	231	図5-4	
<p>ロープ式(例) ストラップ巻き取り式(例)</p> <p>図5-4 胴ベルト型(1本つり用)の構造(例)</p>			<p>図5-4 胴ベルト型(1本つり)の例</p>		
231	図5-5	(赤枠を修正)	231	図5-5	
<p>図5-5 胴ベルト型(ランヤード2本式)の構造(例)</p>			<p>図5-5 二丁掛け型安全帯(例)</p>		
233	下から 10行目	使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないよう・・・	233	下から 11行目	使用する作業者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えない・・・
233	挿絵下	(100kg 用が適切な者)	233	挿絵下	(100kg 用が適切な作業者)
241	図5-9	(赤枠を修正)	241	図5-9	
<p>図5-9 親網緊結の例</p>			<p>図5-9 親網緊結の例</p>		

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
249	上から 13行目	④ ロングスパン工事用エレベータ等は、 <u>定められた者</u> 以外の者が運転をしてはならない。	249	上から 13行目	④ ロングスパン工事用エレベータ等は、 <u>指名された者</u> 以外の者が運転をしてはならない。
253	図5-15	(赤枠を修正)	253	図5-15	
 <p>図5-15 2本つりによる玉掛けの例</p>			 <p>図5-15 2本つりでの玉掛けの例</p>		
273	上から 5行目	<p>・・・作業終了後の<u>三つ</u>の場で作業の教育・指導を繰り返すのが適切である。</p> <p>1. 作業開始前の教育・指導</p> <p>④ 作業の位置、重要性などを知らせ、作業の仕方を動作に表わして見せ、なぜそうするのか、その理由(<u>わけ</u>)を教え、安全作業の進め方を理解させる。</p> <p>2. 作業中の教育・指導</p> <p>作業中は、作業者が作業手順や安全のルールを守っているかを確認し、不安全な行動や不適切な作業をしているときは、<u>直ぐ</u>その場で教育・指導する。</p> <p>② 作業のやり方を適切に指示(工程の<u>移り</u>に応じて)し、手順どおり取り組ませる。</p>	273	上から 5行目	<p>・・・作業終了後の<u>3つ</u>の場で作業の教育・指導を繰り返すのが適切である。</p> <p>1. 作業開始前の教育・指導</p> <p>④ 作業の位置、重要性などを知らせ、作業の仕方を動作に表わして見せ、なぜそうするのか、その理由を教え、安全作業の進め方を理解させる。</p> <p>2. 作業中の教育・指導</p> <p>作業中は、作業者が作業手順や安全のルールを守っているかを確認し、不安全な行動や不適切な作業をしているときは、<u>直ちに</u>その場で教育・指導する。</p> <p>② 作業のやり方を適切に指示(工程の<u>進捗</u>に応じて)し、手順どおり取り組ませる。</p>

頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
279	表6-7 (1)	(赤枠を修正)	279	表6-7 (1)	P.284 表6-7 (2) まで共通とする

表6-7(1) 作業手順書の例 (組立)

作業工程	作業の順序	危険性・有害性の洗い出し (予想される災害要因)	重篤度	の可 見 性	見 積 り	優先度	リスク低減措置 (危険性・有害性の防止対策)	誰が
0 足場計画図の確認								作業主任者
1 準備作業	・使用用具・工具類点検 ・危険・立入禁止区域設定 ・設置地盤の確認	・移動中の転倒 ・関係者以外の立入り ・不陸、軟弱地盤	3	2	5	2	・玉掛用具の作業開始前点検をする ・立入禁止はわかりやすくする ・不陸の整形と十分な締固めをする	玉掛者 作業主任者
2 部材の搬入・荷おろし・小運搬	1) 荷おろし(クレーン) 2) 部材の確認 3) 設置場所への小運搬	・つり荷の落下 ・移動式クレーンの転倒	10	4	14	5	・正しい玉掛けと確実な台固めをする ・設置地盤の耐力確保とアウトリガーの確実な張出しを確認する ・足元を確認しながら運搬する	玉掛者 オペレーター
3 縦綱設置	○縦綱支柱を使用の場合 1) 支柱セット 2) 縦綱フックかけ 3) 縦綱を緊張器により緊張 ○建枠を縦綱支柱として使用の場合 1) 左右の支柱用建枠取込み 2) 支柱用建枠セット 3) 縦綱セット、緊張	・端部からの墜落 ・たるみの無いようにする ・建枠の落下 ・安全帯かけ替え時の墜落 ・墜落	1	1	2	1	・安全帯を使用する ・たるみの無いようにする ・安全帯は足元にかける ・完全にかけ替え後に移動する ・縦綱はたるみのないようにする	作業員 作業員 作業員 作業員
4 第1層～2層の組立て	1) 砕石敷き、転圧 2) 敷板の配置 3) ジャッキベースの配置 4) 建枠を建てながら プレースを組立て 5) 通りの確認 6) 建物側のベースの固定 7) 水平の確認 8) 外側ベースの固定 9) 建枠脚部の根がらみ取付け 10) 1層目の床付き布枠取付け 11) 昇降階段の取付け (手すりとも) 12) 階段部を足場板でふさぐ 13) 2層目の部材の取込み ・建枠、プレース、床付き布枠 ・昇降階段、手すり類 ・出入口用梁枠、方杖 14) 2層目の建枠・プレース・床付き布枠の取付け 15) 妻側の手すり取付け 16) 出入口梁、方杖等取付け	・不陸、軟弱地盤 ・建枠の倒壊 ・建物の間隙を平行に確保する ・ベースは釘で確実に固定する ・クランプの締付けは十分に締める ・床付き布枠の爪を確実にロックする ・足場板は番線で固定する ・安全帯を使用する ・手渡しは確実にする ・手渡しは確実にする ・設置中、移動中の墜落 ・床端、端部の墜落 ・取付け中の墜落 ・手指のはさまれ	10	4	14	5	・不陸、転圧状況を確認する ・プレースの爪は確実にとめる ・建物との間隙を平行に確保する ・ベースは釘で確実に固定する ・クランプの締付けは十分に締める ・床付き布枠の爪を確実にロックする ・足場板は番線で固定する ・安全帯を使用する ・手渡しは確実にする ・手渡しは確実にする ・設置中、移動中の墜落 ・安全帯を使用する ・安全帯を使用する ・慎重に取付ける	作業主任者 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員

表6-7(1) 作業手順書の例 (組立)

作業工程	作業の順序	危険性・有害性の洗い出し (予想される災害要因)	重篤度	の可 見 性	評 価	優先度	リスク低減措置 (危険性・有害性の防止対策)	誰が
0 足場計画図の確認								作業主任者
1 準備作業	・使用用具・工具類点検 ・危険・立入禁止区域設定 ・設置地盤の確認	・移動中の転倒 ・関係者以外の立入り ・不陸、軟弱地盤	3	2	5	2	・玉掛用具の作業開始前点検をする ・立入禁止はわかりやすくする ・不陸の整形と十分な締固めをする	玉掛者 作業主任者
2 部材の搬入・荷おろし・小運搬	1) 荷おろし(クレーン) 2) 部材の確認 3) 設置場所への小運搬	・つり荷の落下 ・移動式クレーンの転倒	10	4	14	5	・正しい玉掛けと確実な台固めをする ・設置地盤の耐力確保とアウトリガーの確実な張出しを確認する ・足元を確認しながら運搬する	玉掛者 オペレーター
3 縦綱設置	○縦綱支柱を使用の場合 1) 支柱セット 2) 縦綱フックかけ 3) 縦綱を緊張器により緊張 ○建枠を縦綱支柱として使用の場合 1) 左右の支柱用建枠取込み 2) 支柱用建枠セット 3) 縦綱セット、緊張	・端部からの墜落 ・たるみの無いようにする ・建枠の落下 ・安全帯かけ替え時の墜落 ・墜落	1	1	2	1	・安全帯を使用する ・たるみの無いようにする ・安全帯は足元にかける ・完全にかけ替え後に移動する ・縦綱はたるみのないようにする	作業員 作業員 作業員 作業員
4 第1層～2層の組立て	1) 砕石敷き、転圧 2) 敷板の配置 3) ジャッキベースの配置 4) 建枠を建てながら プレースを組立て 5) 通りの確認 6) 建物側のベースの固定 7) 水平の確認 8) 外側ベースの固定 9) 建枠脚部の根がらみ取付け 10) 1層目の床付き布枠取付け 11) 昇降階段の取付け (手すりとも) 12) 階段部を足場板でふさぐ 13) 2層目の部材の取込み ・建枠、プレース、床付き布枠 ・昇降階段、手すり類 ・出入口用梁枠、方杖 14) 2層目の建枠・プレース・床付き布枠の取付け 15) 妻側の手すり取付け 16) 出入口梁、方杖等取付け	・不陸、軟弱地盤 ・建枠の倒壊 ・建物の間隙を平行に確保する ・ベースは釘で確実に固定する ・クランプの締付けは十分に締める ・床付き布枠の爪を確実にロックする ・足場板は番線で固定する ・安全帯を使用する ・手渡しは確実にする ・手渡しは確実にする ・設置中、移動中の墜落 ・安全帯を使用する ・安全帯を使用する ・慎重に取付ける	10	4	14	5	・不陸、転圧状況を確認する ・プレースの爪は確実にとめる ・建物との間隙を平行に確保する ・ベースは釘で確実に固定する ・クランプの締付けは十分に締める ・床付き布枠の爪を確実にロックする ・足場板は番線で固定する ・安全帯を使用する ・手渡しは確実にする ・手渡しは確実にする ・設置中、移動中の墜落 ・安全帯を使用する ・安全帯を使用する ・慎重に取付ける	作業主任者 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員 作業員

288 上から8行目
・・・安全に、良く、早く、安く、しかも無事故・無災害で工事を完成させることを目的としている。

288 上から8行目
・・・安全に、良く、適正な工期で、適正な価格で、しかも無事故・無災害で工事を完成させることを目的としている。

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)

(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)

頁	箇所	内容
288	図6-3	(赤枠を修正)

頁	箇所	内容
288	図6-3	(赤枠を修正)

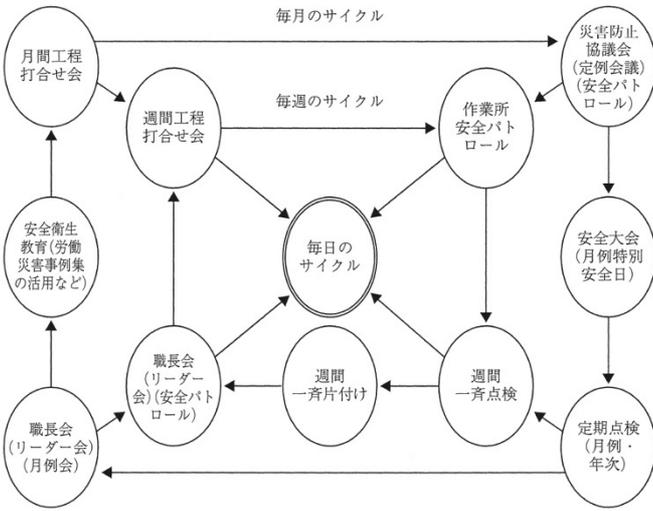


図6-3 作業所の「安全施工サイクル」(基本形)

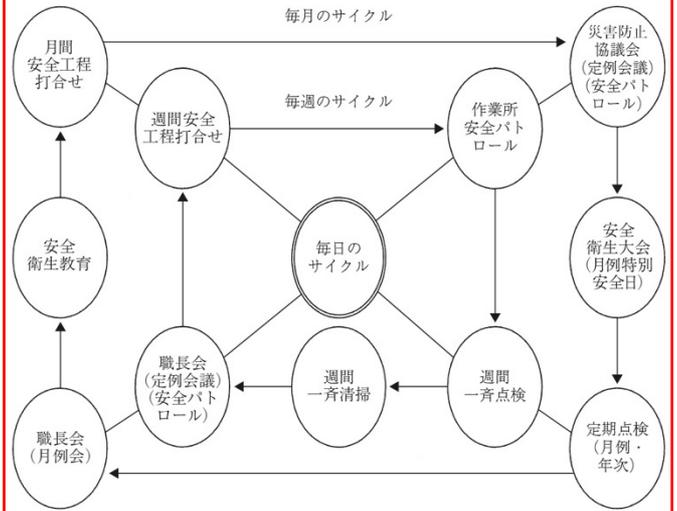


図6-3 作業所の「安全施工サイクル」(基本形)

290 図6-4 (赤枠を修正)

290 図6-4

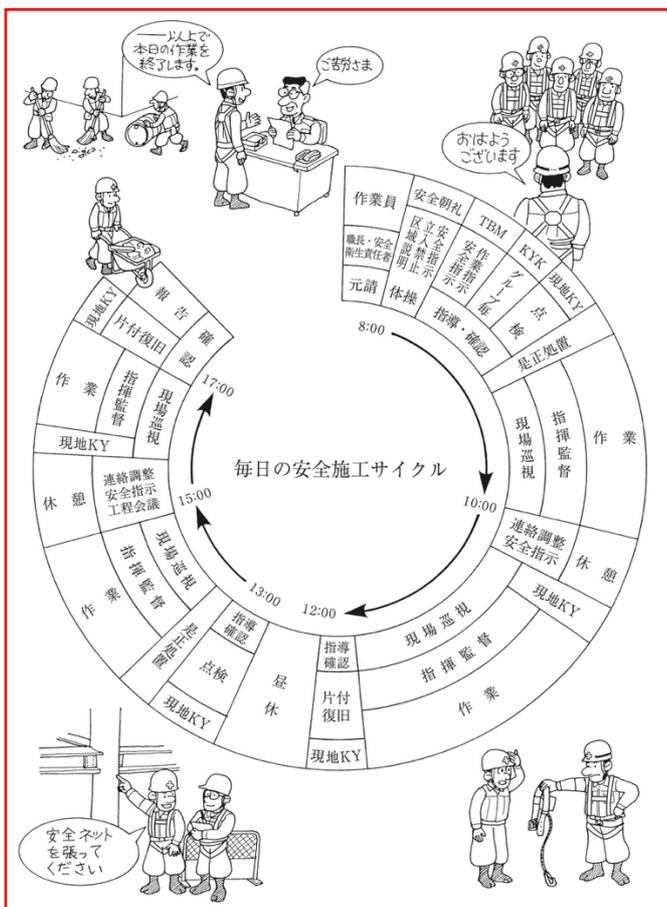


図6-4 毎日の安全施工サイクルの主な実施事項

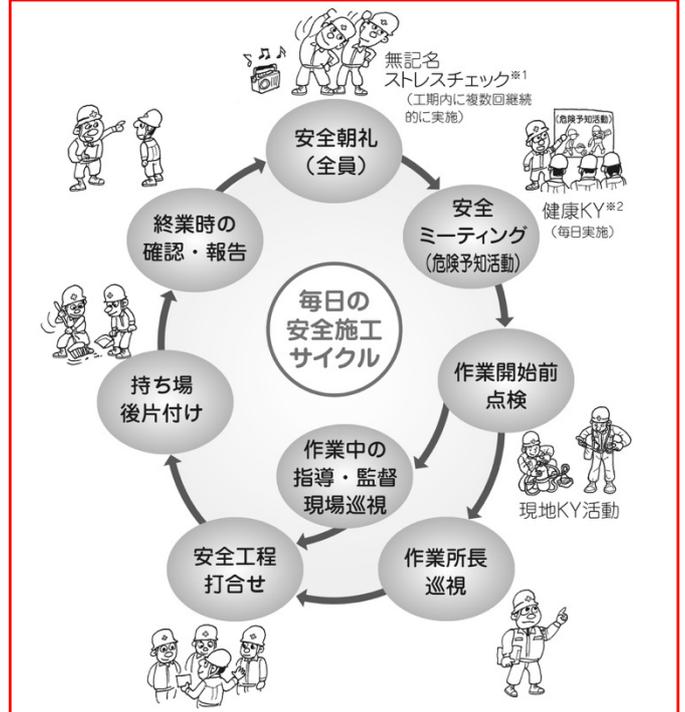


図6-4 毎日の安全施工サイクルの主な実施事項

建災防では、労働安全衛生法第66条の10に基づく事業場における心理的な負担の程度を把握するための調査等に加え、職場環境改善のため、作業所で行うメンタルヘルス対策に取り組んでおり、その具体的な方法として「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を推進している。

以下本書では、「建災防方式」を省略し、「健康KYと無記名ストレスチェック」、「健康KY」又は「無記名ストレスチェック」という。

※1 無記名ストレスチェック
安全朝礼、安全大会等の作業所に従事する元請社員、作業所全員が集合する場で一斉に実施し、その分析結果を踏まえて、より働きやすい職場環境を実現するための仕組みで、工期内に複数回実施する。

※2 健康KY
安全ミーティングにおいて、睡眠、食欲、体調に関する3つの問いかけを職長・安全衛生責任者が各作業者に毎日繰り返し行い、日々の体調の変化を把握する取り組みである。

(旧版) 第4改訂6版 (令和4年7月28日)

(新版) 第4改訂7版 (令和6年2月2日)

頁	箇所	内容
292	表 6-10	(赤枠を追加)

頁	箇所	内容
292	表 6-10	

表 6-10 工程打合せにあたっての現場の事前チェック項目の例

区 分	チェック項目
①作業内容	a 事前に打合せた事項と相違点がないか。 b 作業方法・手順に問題はないか。 c 前工程、後工程での問題はないか。 d 安全作業上、特に留意することはないか。(危険の洗出し)
②作業時間	a 作業の開始、終了の時間に問題はないか。 b 予定の作業が時間内に終わるか。時間的に余裕があるか。 c 作業手順のなかで時間に制限のあるものがあるか。
③作業場所	a 作業場所に問題はないか。他の職種・作業と競合していないか。 b 作業範囲に制限はあるか。(架空電線等)
④作業者	a 作業人数に問題はないか。 b 有資格者を適正に配置できるか。 c 健康状態に問題はないか。 d 服装、保護具に問題はないか。
⑤作業環境	a 換気の問題はないか。 b 騒音、粉じん対策で問題はないか。 c 温度、照明上の問題はないか。
⑥使用機械	a 作業に適した性能が確保されているか。 b 電源等に問題はないか。 c 使用場所、設置場所に問題はないか。(地盤等)
⑦使用仮設設備	a 作業を行うのに問題はないか。 b 使用時に注意することはないか。(積載量、使用期間等)
⑧作業量	a 作業量に問題はないか。 b 作業量不足の場合に問題が出てくるか。
⑨輻輳作業	a 上下作業になっていないか。 b 使用機械の輻輳はあるか。 c 職種間の作業関係で問題はないか。
⑩資材機材	a 材料・機材の数量・材質で問題はないか。 b 仮置き場所、搬入場所、置き方等で問題はないか。
⑪天候	a 天候に左右される作業か。 b 雨天、強風時等の中止基準があるか。 c 作業中止、再開の指示、連絡の方法はよいか。
⑫その他	a 周辺対策 b 廃棄物の処理方法 c 整理・整頓・清潔・清掃の状況

表 6-10 工程打合せにあたっての現場の事前チェック項目の例

区 分	チェック項目
①作業内容	a 事前に打合せた事項と相違点がないか。 b 作業方法・手順に問題はないか。 c 前工程、後工程での問題はないか。 d 安全作業上、特に留意することはないか。(危険の洗出し)
②作業時間	a 作業の開始、終了の時間に問題はないか。 b 予定の作業が時間内に終わるか。時間的に余裕があるか。 c 作業手順のなかで時間に制限のあるものがあるか。
③作業場所	a 作業場所に問題はないか。他の職種・作業と競合していないか。 b 作業範囲に制限はあるか。(架空電線等) c 立入禁止の範囲と措置、表示は適切か。
④作業者	a 作業人数に問題はないか。 b 有資格者を適正に配置できるか。 c 健康状態に問題はないか。(健康KY:睡眠、食事、体調) d 服装、保護具に問題はないか。
⑤作業環境	a 換気の問題はないか。 b 騒音、粉じん対策で問題はないか。 c 温度、照明上の問題はないか。
⑥使用機械	a 作業に適した性能が確保されているか。 b 電源等に問題はないか。 c 使用場所、設置場所に問題はないか。(地盤等)
⑦使用仮設設備	a 作業を行うのに問題はないか。 b 使用時に注意することはないか。(積載量、使用期間等)
⑧作業量	a 作業量に問題はないか。 b 作業量不足の場合に問題が出てくるか。
⑨輻輳作業	a 上下作業になっていないか。 b 使用機械の輻輳はあるか。 c 職種間の作業関係で問題はないか。
⑩資材機材	a 材料・機材の数量・材質で問題はないか。 b 仮置き場所、搬入場所、置き方等で問題はないか。
⑪天候	a 天候に左右される作業か。 b 雨天、強風時等の中止基準があるか。 c 作業中止、再開の指示、連絡の方法はよいか。
⑫その他	a 周辺対策 b 廃棄物の処理方法 c 整理・整頓・清潔・清掃の状況

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)																																		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																
294	表 6-11	(赤枠を修正)	294	表 6-11	(赤枠を修正)																																
<p>表 6-11 安全ミーティングの例</p> <p>外部足場組立と内部足場解体作業の手配と注意</p> <p>(作業主任者) おはようございます。</p> <p>(作業者全員) おはようございます。</p> <p>(作業主任者) 昨日は送別会でしたが、飲み過ぎて体調の悪い人はいませんか。</p> <p>(作業者全員) 大丈夫です。</p> <p>(作業主任者) はい、今日の作業は昨日に引き続き1号棟5階の外部足場の組立てと、2号棟内部階段室の足場解体作業です。1号棟はAさん、Bさん、Cさんをお願いします。2号棟はDさん、Eさん、Fさんをお願いします。それから一昨日Aさんから頼まれた番線、足場板は昨日の夕方に搬入されていますので、作業前に確認しておいてください。昨日の夜に雨が降って足場が濡れているので十分注意してください。それから今日も1時から安全工程打合せがあるので作業中気づいたことがあれば私に言ってください。</p> <p>さて、皆さん服装は良いですか。保護帽、安全帯はどうですか。</p> <p>(作業者全員) (確認し合う、大丈夫の声が上がる)</p> <p>(作業主任者) では、今日の作業で危険と思われるポイントをみんなで言ってみてください。</p> <p>(作業者A) 資材搬入時の墜落。</p> <p>(作業者B) 昨日、仮設ステージの上にセメント袋が置いたままになっていたので足場板を取り込むときにつまずいたりしないか心配です。</p> <p>(作業主任者) 左官屋さんが作業終了前に移動していたので大丈夫です。念のため作業前に左官屋さんに確認しましょう。</p> <p>(作業者A、B) わかりました。</p> <p>(作業主任者) ほかに何かありますか。</p> <p>(作業者D) 階段わきが暗く足下が見にくいので危ないです。</p> <p>(作業主任者) 電気屋さんに言って昨日残業をして投光器をつけてもらいました。十分明るさだと思います。</p> <p>(作業者D) はい、わかりました。でも確認してから作業を行います。</p> <p>(作業主任者) よろしくお願いします。では、今日の作業で一番重要なポイントと安全行動目標をCさん。</p> <p>(作業者C) 資材を取り込むときの墜落です。安全行動目標は「安全帯の確実な使用」がいいと思います。</p> <p>(作業主任者) はい、いいですね。ではEさんの作業はどうですか。</p> <p>(作業者E) 解体中で資材が乱雑になるので、「整理整頓」がいいと思います。</p> <p>(作業主任者) はい、いいですね。今日の安全行動目標は安全帯の確実な使用と資材の整理整頓でいきたいと思いますが、皆さんどうですか。</p> <p>(作業者全員) わかりました。</p> <p>(作業主任者) 皆、体調に問題はないようですから、作業開始前に持場をよく点検してから作業を始めてください。何かあったら言ってください。ではいつものようにシュプレヒコールで作業を開始しましょう。今日も安全でがんばろう。</p> <p>(作業者全員) 今日も安全でがんばろう。</p>			<p>表 6-11 安全ミーティングと現地KYを行う例</p> <p>外部足場組立と内部足場解体作業の手配と注意</p> <p>(作業主任者) おはようございます。</p> <p>(作業者全員) おはようございます。</p> <p>(作業主任者) みんな！昨日はよく眠れましたか？</p> <p>(作業者全員) はい！よく眠れました。</p> <p>(作業主任者) Aさん、朝ご飯はおいしく食べましたか？</p> <p>(作業者A) はい、今朝はご飯とみそ汁、納豆つきでしっかり食べてきました！</p> <p>(作業主任者) それはよかった！ほかの人も食事はしっかり、おいしく食べてきましたか？</p> <p>(作業者全員) はい！</p> <p>(作業主任者) 調子の悪い人はいませんか？</p> <p>(作業者全員) 大丈夫です！</p> <p>(作業主任者) 作業主任者は、睡眠、食事、体調の三つの問いかけを行い、全員の姿勢や顔色などの表情を観察し、健康状態を確認する。</p> <p>(作業者全員) 大丈夫です。</p> <p>(作業主任者) はい、今日の作業は昨日に引き続き1号棟5階の外部足場の組立てと、2号棟内部階段室の足場解体作業です。1号棟はAさん、Bさん、Cさんをお願いします。2号棟はDさん、Eさん、Fさんをお願いします。それから一昨日Aさんから頼まれた番線、足場板は昨日の夕方に搬入されていますので、作業前に確認しておいてください。昨日の夜に雨が降って足場が濡れているので十分注意してください。それから今日も1時から安全工程打合せがあるので作業中気づいたことがあれば私に言ってください。</p> <p>さて、皆さん服装は良いですか。保護帽、安全帯はどうですか。</p> <p>(作業者全員) (確認し合う、大丈夫の声が上がる)</p> <p>(作業主任者) では、今日の作業で危険と思われるポイントをみんなで言ってみてください。</p> <p>(作業者A) 資材搬入時の墜落。</p> <p>(作業者B) 昨日、仮設ステージの上にセメント袋が置いたままになっていたので足場板を取り込むときにつまずいたりしないか心配です。</p> <p>(作業主任者) 左官屋さんが作業終了前に移動していたので大丈夫です。念のため作業前に左官屋さんに確認しましょう。</p> <p>(作業者A、B) わかりました。</p> <p>(作業主任者) ほかに何かありますか。</p> <p>(作業者D) 階段わきが暗く足下が見にくいので危ないです。</p> <p>(作業主任者) 電気屋さんに言って昨日残業をして投光器をつけてもらいました。十分明るさだと思います。</p> <p>(作業者D) はい、わかりました。でも確認してから作業を行います。</p> <p>(作業主任者) よろしくお願いします。では、今日の作業で一番重要なポイントと安全行動目標をCさん。</p> <p>(作業者C) 資材を取り込むときの墜落です。安全行動目標は「安全帯の確実な使用」がいいと思います。</p> <p>(作業主任者) はい、いいですね。ではEさんの作業はどうですか。</p> <p>(作業者E) 解体中で資材が乱雑になるので、「整理整頓」がいいと思います。</p> <p>(作業主任者) はい、いいですね。今日の安全行動目標は安全帯の確実な使用と資材の整理整頓でいきたいと思いますが、皆さんどうですか。</p> <p>(作業者全員) わかりました。</p> <p>(作業主任者) 皆、体調に問題はないようですから、作業開始前に持場をよく点検してから作業を始めてください。何かあったら言ってください。ではいつものようにシュプレヒコールで作業を開始しましょう。今日も安全でがんばろう。</p> <p>(作業者全員) 今日も安全でがんばろう。</p>																																		
295	表 6-12	(赤枠を修正)	295	表 6-12	(赤枠を修正)																																
<p>表 6-12 安全ミーティングの例の分析</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業主任者の指示内容</th> <th>作業者の応答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 体の調子を聞く。</td> <td>① 身体の調子はよい旨を伝える。</td> </tr> <tr> <td>② 今日の作業指示と作業者の配置の指示を行う。</td> <td>② 今の仕事と配置の確認をする。</td> </tr> <tr> <td>③ 手配した資材の搬入時間と今日の作業への気配りをする。</td> <td>③ 資材の搬入時間の確認と作業内容・配置を確認する。</td> </tr> <tr> <td>④ 仮設ステージ上のセメント袋の有無の確認指示を行う。</td> <td>④ 仮設ステージ上のセメント袋が移動されているかを確認する。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 階段わき投光器の設置の確認指示を行う。</td> <td>⑤ 階段わき投光器の設置と明るさを確認する。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 各作業での安全行動目標の確認指示を行う。</td> <td>⑥ 安全帯の確実な使用、資材取り込み時の安全な作業、資材の整理整頓を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 作業開始前点検の指示等を行う。</td> <td>⑦ 作業開始前の持場点検を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>			作業主任者の指示内容	作業者の応答	① 体の調子を聞く。	① 身体 の調子はよい旨を伝える。	② 今日の作業指示と作業者の配置の指示を行う。	② 今の仕事 と配置の確認をする。	③ 手配した資材の搬入時間と今日の作業への気配りをする。	③ 資材の搬入時間の確認と作業内容・配置を確認する。	④ 仮設ステージ上のセメント袋の有無の確認指示を行う。	④ 仮設ステージ上のセメント袋が移動されているかを確認する。	⑤ 階段わき投光器の設置の確認指示を行う。	⑤ 階段わき投光器の設置と明るさを確認する。	⑥ 各作業での安全行動目標の確認指示を行う。	⑥ 安全帯の確実な使用、資材取り込み時の安全な作業、資材の整理整頓を実施する。	⑦ 作業開始前点検の指示等を行う。	⑦ 作業開始前の持場点検を実施する。	<p>表 6-12 安全ミーティングの例の分析</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業主任者の指示内容</th> <th>作業者の応答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 睡眠、食事、体調の様子を聞く。</td> <td>① 睡眠、食事、体調のよい旨を伝える。</td> </tr> <tr> <td>② 今日の作業指示と作業者の配置の指示を行う。</td> <td>② 今の仕事と配置の確認をする。</td> </tr> <tr> <td>③ 手配した資材の搬入時間と今日の作業への気配りをする。</td> <td>③ 資材の搬入時間の確認と作業内容・配置を確認する。</td> </tr> <tr> <td>④ 仮設ステージ上のセメント袋の有無の確認指示を行う。</td> <td>④ 仮設ステージ上のセメント袋が移動されているかを確認する。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 階段わき投光器の設置の確認指示を行う。</td> <td>⑤ 階段わき投光器の設置と明るさを確認する。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 各作業での安全行動目標の確認指示を行う。</td> <td>⑥ 安全帯の確実な使用、資材取り込み時の安全な作業、資材の整理整頓を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 作業開始前点検の指示等を行う。</td> <td>⑦ 作業開始前の持場点検を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>			作業主任者の指示内容	作業者の応答	① 睡眠 、食事、体調の様子を聞く。	① 睡眠 、食事、体調のよい旨を伝える。	② 今日の作業指示と作業者の配置の指示を行う。	② 今の仕事 と配置の確認をする。	③ 手配した資材の搬入時間と今日の作業への気配りをする。	③ 資材の搬入時間の確認と作業内容・配置を確認する。	④ 仮設ステージ上のセメント袋の有無の確認指示を行う。	④ 仮設ステージ上のセメント袋が移動されているかを確認する。	⑤ 階段わき投光器の設置の確認指示を行う。	⑤ 階段わき投光器の設置と明るさを確認する。	⑥ 各作業での安全行動目標の確認指示を行う。	⑥ 安全帯の確実な使用、資材取り込み時の安全な作業、資材の整理整頓を実施する。	⑦ 作業開始前点検の指示等を行う。	⑦ 作業開始前の持場点検を実施する。
作業主任者の指示内容	作業者の応答																																				
① 体の調子を聞く。	① 身体 の調子はよい旨を伝える。																																				
② 今日の作業指示と作業者の配置の指示を行う。	② 今の仕事 と配置の確認をする。																																				
③ 手配した資材の搬入時間と今日の作業への気配りをする。	③ 資材の搬入時間の確認と作業内容・配置を確認する。																																				
④ 仮設ステージ上のセメント袋の有無の確認指示を行う。	④ 仮設ステージ上のセメント袋が移動されているかを確認する。																																				
⑤ 階段わき投光器の設置の確認指示を行う。	⑤ 階段わき投光器の設置と明るさを確認する。																																				
⑥ 各作業での安全行動目標の確認指示を行う。	⑥ 安全帯の確実な使用、資材取り込み時の安全な作業、資材の整理整頓を実施する。																																				
⑦ 作業開始前点検の指示等を行う。	⑦ 作業開始前の持場点検を実施する。																																				
作業主任者の指示内容	作業者の応答																																				
① 睡眠 、食事、体調の様子を聞く。	① 睡眠 、食事、体調のよい旨を伝える。																																				
② 今日の作業指示と作業者の配置の指示を行う。	② 今の仕事 と配置の確認をする。																																				
③ 手配した資材の搬入時間と今日の作業への気配りをする。	③ 資材の搬入時間の確認と作業内容・配置を確認する。																																				
④ 仮設ステージ上のセメント袋の有無の確認指示を行う。	④ 仮設ステージ上のセメント袋が移動されているかを確認する。																																				
⑤ 階段わき投光器の設置の確認指示を行う。	⑤ 階段わき投光器の設置と明るさを確認する。																																				
⑥ 各作業での安全行動目標の確認指示を行う。	⑥ 安全帯の確実な使用、資材取り込み時の安全な作業、資材の整理整頓を実施する。																																				
⑦ 作業開始前点検の指示等を行う。	⑦ 作業開始前の持場点検を実施する。																																				
299	図 6-6	図 6-6 事前の準備	299	図 6-6	図 6-6 災害発生時の措置																																
300	上から7行目	<p>・・・建設現場の場合は元請業者と連携しながら措置をすることが大切であり、・・・</p> <p>1) 救急法の心得</p> <p><u>作業員</u>が負傷したり、・・・</p>	300	上から7行目	<p>・・・建設現場の場合は元請と連携しながら措置をすることが大切であり、・・・</p> <p>1) 救急法の心得</p> <p><u>作業員</u>が負傷したり、・・・</p>																																

(旧版) 第4改訂6版 (令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版 (令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
300	図6-7	(赤枠を修正)	300	図6-7	
<p>図6-7 作業所における重大災害、事故発生時の緊急通報体制の例</p>			<p>図6-7 作業所における重大災害、事故発生時の緊急通報体制の例</p>		

表6-14 災害発生時の作業主任者の心がまえ			表6-14 災害発生時の作業主任者の心がまえ		
心がまえ	措置	措置内容	心がまえ	措置	措置内容
現場の状況判断を的確にする	1. 作業、運転等の中止	① 災害発生要因となった設備・機械等の運転を中止する。 ② 関連する作業を中止する。	現場の状況判断を的確にする	1. 作業、運転等の中止	① 災害発生要因となった設備・機械等の運転を中止する。 ② 関連する作業を中止する。
優先的に何を行うべきか	2. 被災者の救助	① 災害の程度をよく把握し、人命救助を最初に行う。 ② 救助する場所は、安全な場所を選ぶこと。	優先的に何を行うべきか	2. 被災者の救助	① 災害の程度をよく把握し、人命救助を最初に行う。 ② 救助する場所は、安全な場所を選ぶこと。
	3. 二次災害の防止	① 作業者を安全な場所に避難させる。 ② 現場に立入禁止等の措置を行う。		3. 二次災害の防止	① 作業者を安全な場所に避難させる。 ② 現場に立入禁止等の措置を行う。
報告、連絡等はだれにするのか	4. 報告	直属の上司や、元請の所長に災害の状況、被害の程度等の正確な情報を報告する。	報告、連絡等はだれにするのか	4. 報告	直属の上司や、元請の所長に災害の状況、被害の程度等の正確な情報を報告する。
	5. 連絡	死亡、障害等の場合は、救急車、病院等、被災者の近親者、労働基準監督署、警察署等に連絡する。		5. 連絡	災害の内容に応じて救急車、病院等、被災者の近親者、労働基準監督署、警察署等に連絡する。
現場の措置はどうするのか	6. 目撃者、参考人の確保	目撃者（第三者の場合は連絡方法）をはっきりさせておく。	現場の措置はどうするのか	6. 目撃者、参考人の確保	目撃者（第三者の場合は連絡方法）をはっきりさせておく。
	7. 現場保存	① 死亡、障害等の場合には仮囲い、縄張り等を施す。 ② 作業者を配置して現場の保存に努める。		7. 現場保存	① 災害発生時には仮囲い、縄張り等より「現場の保存」を行う。 ② 作業者を配置して現場の保存に努める。
	8. 作業者の気持ちを落ち着かせる	作業者の動揺をはずめるため、現場での措置をした後は、極力、他の場所で待機させる。		8. 作業者の気持ちを落ち着かせる	作業者の動揺をはずめるため、現場での措置をした後は、極力、他の場所で待機させる。

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
302	上から 14行目	<p>ア 出血しているとき:<u>直ちに三角巾等で止血する。止血した時間は必ず記録しておく。(荷札等に時間を記入して被災者に付けておくとうよい。)</u></p> <p>オ 傷病者に反応がなく、普段どおりの呼吸がない場合あるいはその判断に自信が持てない場合 直ちに救命手当(一次救命処置)を行うとともに、医師または救急隊に引き継ぐ。</p> <p><心肺蘇生> ○ 胸骨圧迫 30回と人工呼吸2回を繰り返しておこなう<u>心肺蘇生の実施方法については、平常から訓練によって体得していなければならない。</u></p>	302	上から 14行目	<p>ア 出血しているとき:<u>きれいなガーゼやタオルなどを重ねて傷口に当て、その上を手で直接圧迫する直接圧迫止血法が基本である。大量の出血の場合は、手足に限って、最終的な手段として止血帯法がある。</u></p> <p>オ 傷病者に反応がなく、普段どおりの呼吸がない場合あるいはその判断に自信が持てない場合直ちに救命手当(一次救命処置:<u>心肺蘇生とAEDを用いた電気ショック</u>)を行うとともに、医師または救急隊に引き継ぐ。</p> <p><心肺蘇生> ○ 胸骨圧迫 30回と人工呼吸2回を繰り返しておこなう。 <u><AEDを用いた電気ショック></u> ○ <u>AEDの電源を入れ、以降は音声指示と点滅するランプに従って操作する。</u> <u>心肺蘇生やAEDの実施方法については、平常から訓練によって体得していなければならない。</u></p>
303	1行目	第7節 リスクアセスメント <u>(危険性又は有害性等の調査)</u> による安全対策	303	1行目	第7節 リスクアセスメントによる安全対策
313	上から 4行目	・・・労働安全衛生規則に規定されている。	313	上から 4行目	・・・労働安全衛生規則に規定されている。 <u>労働安全衛生法、施行令、規則の構成と本書に取り上げた条文を表7-2に示す。</u>

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
315	表7-2	(赤枠を修正)	315	表7-2	
331	第36条	1、2 (略) 5～10の4 (略) 13、14 (略)	331	第36条	1、2 省略 4の2～10の4 省略 13、14 省略
332	第36条	口 (略) 20の2～38 (略) 40 (略)	332	第36条	口 省略 20の2～38 省略 40 省略
345	上から9行目	(条文追加)	345	上から9行目	(本足場の使用)【令和6年4月1日施行】 第561条の2 事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
349	第567条	<p>事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</p> <p>2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</p> <p>1～9 省略</p> <p>3 事業者は、・・・</p> <p>1 当該点検の結果</p>	349	第567条	<p>事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、<u>点検者を指名して</u>、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</p> <p>2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、<u>点検者を指名して</u>、作業を開始する前に、次の事項について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</p> <p>1～9 省略</p> <p>3 事業者は、・・・</p> <p>1 当該点検の結果<u>及び点検者の氏名</u></p>
349	第568条	<p>事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第2項第1号から第5号まで、第7号及び第9号に掲げる事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</p>	349	第568条	<p>事業者は、つり足場における作業を行うときは、<u>点検者を指名して</u>、その日の作業を開始する前に、前条第2項第1号から第5号まで、第7号及び第9号に掲げる事項について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</p>
354	第575条の2	3 <u>(略)</u>	354	第575条の2	3 <u>省略</u>
359	第655条	<p>2 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。</p> <p>イ～リ省略</p> <p>2 注文者は、・・・</p> <p>1 当該点検の結果</p>	359	第655条	<p>2 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、<u>点検者を指名して</u>、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検させ、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。</p> <p>イ～リ省略</p> <p>2 注文者は、・・・</p> <p>1 当該点検の結果<u>及び点検者の氏名</u></p>
360	上から3行目	3 前 <u>2</u> 号に定めるもののほか、	360	上から3行目	3 前 <u>二</u> 号に定めるもののほか、

(旧版) 第4改訂6版(令和4年7月28日)			(新版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
360	第655条の2	3 前 <u>2</u> 号に定めるもののほか、	360	第655条の2	3 前 <u>二</u> 号に定めるもののほか、
371	ページ	371-375 まで全面変更 5 「金属製足場板」及び「幅木」の認定基準 <u>の一部改正について</u>	371		371-373 まで全面変更 5 「金属製足場板」及び「幅木」の認定基準
380	上から 14 行目	(削除)	380		
(参考文献) ○ 安全ネット指針、産業安全研究所技術指針 RIIS-TR-71-1(昭和47年) ○ 安全帯構造指針、産業安全研究所技術指針 NIIS-TR-NO.35(1999) ○ 仮設手すりの具備条件、産業安全研究所報告 RR-25-3 ○ 布板一側足場の安全性、産業安全研究所資料 RIIS-TN-75-10 ○ 足場の組立・解体作業時に用いる水平親綱システムの安全性に関する研究、産業安全研究所技術資料 ○ 墜落防護工安全基準の解説 (社) 仮設工業会(昭和51年) ○ 改訂 風荷重に対する足場の安全技術指針、(社) 仮設工業会(平成11年2月) ○ 仮設機材認定基準とその解説 (社) 仮設工業会(平成19年6月第3版) ○ 経年仮設機材の管理に関する技術基準と解説 (社) 仮設工業会(平成12年9月25日) ○ 足場・型枠支保工設計指針、(社) 仮設工業会(平成13年3月) ○ 親綱支柱、支柱用親綱・緊張器の認定基準、(社) 仮設工業会(2019.12.12) ○ 計画作成参画者資格研修テキスト、(社) 仮設工業会 建設業労働災害防止協会共編(平成14年5月31日) ○ くさび緊結式足場の組立て及び使用に関する技術基準、(社) 仮設工業会(平成14年10月) ○ 合板足場板 (社) 合板仮設安全技術協会 ○ 新版足場工事実務マニュアル (社) 仮設工業会編 オーム社(平成4年10月5日) ○ 建設工事公衆災害防止対策要綱の解説建築工事編 (株) 大成出版社(1993年2月14日) ○ 建築工事用シート JISA8952(1995) 日本規格協会 ○ 玉掛けの業務、(社) 日本クレーン協会(平成10年9月1日) ○ 建設用リフトの運転 (社) 日本クレーン協会(平成13年8月15日) ○ 仮設安全監理者特別教育教本 足場編 全国仮設安全事業協同組合 平成13年8月29日、改訂初版 ○ ブラケット一側足場及び荷上げ構台の安全基準、建設業労働災害防止協会(昭和51年7月) ○ 足場の組立て等作業の安全、建設業労働災害防止協会(平成5年6月1日第3版) ○ コンクリート橋架設等の作業指針、建設業労働災害防止協会(平成6年3月15日) ○ 足場先行工法に関するガイドラインの解説、建設業労働災害防止協会(平成8年11月20日) ○ 足場先行工法における足場組立て等の具体的な進め方、建設業労働災害防止協会(平成10年10月1日) ○ 型枠及び型枠支保工組立て・解体工事の作業指針、建設業労働災害防止協会(平成11年10月20日) ○ 木造家屋建築工事の作業指針、建設業労働災害防止協会(平成12年4月15日) ○ 足場の組立て等工事の作業指針、建設業労働災害防止協会(平成12年11月15日 第12版33刷) ○ 低層住宅建築現場におけるわかりやすい日常の安全管理、建設業労働災害防止協会(平成14年3月20日)			(削除)		